

第6章 生産局

第1節 国産農畜産物の競争力強化に向けた生産面での取組強化

地方の自主性・裁量性を高める観点から、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能な仕組みである「強い農業づくり交付金」を引き続き推進した。

また、併せて、交付金では対応できない県域を越える広域的な取組や、先進性・モデル性の特に高い取組等全国的な視点に立って国が積極的に推進すべき重要な取組について国が直接採択・支援する「広域連携等産地競争力強化支援事業」を引き続き推進した。

なお、三位一体改革に伴う税源移譲により、「強い農業づくり交付金」のうち、推進事業については、18年度より地方へ税源移譲を行い、各都道府県、市町村においてより一層の自主性・裁量性をもって推進することとした。

1 強い農業づくり交付金 (産地競争力の強化に向けた取組)

(1) 事業の趣旨

消費・流通構造の変化にともない、存在感を増す外食産業、流通業界のニーズ等に対し、産地の農畜産物の生産・供給体制が応えきれるまでに至っておらず、輸入農産物における代替が進行している。こうしたことから、国産農産物のシェアの低下を防ぎ、輸入農畜産物に代替されたシェアを取り戻すことにより、食料の安定供給を図ることが重要である。

また、多様化している消費者・実需者のニーズに対応すべく、産地における競争力強化に向けた「攻め」の取組を支援し、国産農産物の力強い生産供給体制の確立を図ることが必要である。

強い農業づくり交付金のうち産地競争力の強化に向けた取組は、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化等の産地の取組を支援することにより、国産農畜産物の競争力強化、環境と調和のとれた持続的な農業生産体制への転換に寄与するものである。

(2) 取組の目標

強い農業づくり交付金のうち産地競争力の強化の取組は、(1)の趣旨を踏まえ、
 ①需要に応じた生産量の確保
 ②生産性の向上
 ③品質向上
 ④農畜産業の環境保全
 ⑤輸入急増農産物における国産シェアの奪回
 を具体的な政策目標とする取組を支援する。

(3) 支援の仕組み

- ア 事業実施主体は、地域で掲げる課題解決のために(2)で掲げる政策目標に即した具体的な成果目標を掲げ、地域の実情に応じて(4)に掲げる取組を適切に組み合わせるとともに、各種関連対策との連携を図ることで、総合的に実施する。
- イ 都道府県知事は、地域の実情及び(2)で掲げられた政策目標を達成する観点から、地域として独自の取組（地域提案）を実施できるものとする。
- ウ 都道府県知事は、事業実施主体より提出された事業実施計画の内容を踏まえ、都道府県計画を作成し、国へ提出する。この場合において、都道府県は国と成果目標の妥当性について協議をおこなう。
- エ 国は、毎年度予算の範囲内において、成果目標の高さ等に応じ、本対策の実施、指導等に必要な経費を都道府県へ交付する。
- オ 都道府県は、自らの裁量により交付された額の範囲内で、事業実施を採択できる。また、地区間の配分を変更することもできる。
- カ 国は、目標年度の翌年度において、成果目標の達成状況を評価し、次年度の交付金の配分に反映させる。

(4) 取組の概要

ア 土地利用型作物（稲、麦、大豆）の取組

土地利用型作物の生産性を飛躍的に向上させるため、水稻直播栽培や麦・大豆不耕起栽培の導入、高性能農業機械の効率的利用、乾燥調製貯蔵施設を拠点とした品質管理の強化等及び米のカドミウムや麦類の赤かび病対策等を推進。

麦については、実需者ニーズに即した品質の向上

及び安定化を図るため、新品種・技術を組み合わせた品質向上栽培技術体系を確立・普及するとともに、タンパク質含有量等の成分規格に応じた品質評価体制の確立、成分毎の仕分け保管・出荷等を推進。

大豆については、①実需者の求める品質、ロット等により安定供給できる体制を確立する観点から、生産の安定化技術や実需者との連携による新品種の導入を推進、②産地と実需者の結びつきを強化する観点から、産地情報等の受発信、契約栽培の推進、地産地消を中心とした需要拡大等を推進。

主要農作物種子（「主要農作物種子法」（昭和27年法律第131号。以下「種子法」という。）第2条に規定された作物（稻、大麦、はだか麦、小麦及び大豆）の種子をいう。以下同じ。）については、優良な種子の安定的な生産・供給体制の確立を推進。

イ 畑作物・地域特産物（いも類（でん粉原料用ばれいしょ・でん粉原料用かんしょを除く）、茶、雑豆・落花生等の畑作物及びそば、ハトムギ、こんにゃくいも、ホップ、繭、葉たばこ、薬用作物、油糧作物、染料作物、和紙原料等）の取組

畑作物・地域特産物について、直播の導入など大規模機械化体系の実現を可能とする省力化技術を確立するとともに、新品種の特性等に応じた栽培技術の普及など実需者の求める品質・価格等のニーズに対応可能な生産体制を確立し、国際化の進展にも対応し得る産地形成を推進。

ウ 果樹の取組

産地の生産供給体制を整備し、消費者ニーズに的確に対応した特色ある果樹産地を構築するため、優良品種への改植、園内道の整備、園地改良等の園地基盤の整備を推進。また、低コスト耐候性ハウス、産地管理施設、選別・鮮度保持等のための集出荷貯蔵施設等の整備等を推進。

エ 野菜の取組

生産・流通コストのさらなる低減や、高品質で付加価値の高い野菜の生産・供給の確立を図るとともに、契約取引を推進するため、施設栽培における初期コストを低減するための低コスト耐候性ハウス、露地栽培における労働時間の短縮を進めるための共同利用機械、流通の合理化に向けた集出荷施設、高品質野菜の選別や鮮度保持のための選別・予冷施設等の整備を推進。

オ 花きの取組

花きの生産・流通コストの低減を図るため、ホームユース用短茎多収栽培技術や周年生産技術の普及、産地と実需者等との間の短茎切花の契約取引の

導入等の取組に必要な、低コスト耐候性ハウス、選花施設の整備等を支援。

また、輸入花きが追随不可能なブランド花きの生産供給体制を構築するため、産地オリジナル品種の育成・開発体制の整備等に必要な種子種苗生産供給施設の整備など高品質生産技術の導入等による姿・形が優れている高級花き供給体制の構築のための高度環境制御栽培施設の整備等を支援。

カ 農産物販路拡大の取組

新たに海外を含めて販路を積極的に拡大しようとする産地において、地元の生産体制の確立に向けた高品質化、低コスト化等のための共同利用施設の整備等を推進。

キ 環境保全の取組

環境と調和した持続的な農業生産方式の確立を図るため、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（昭和25年法律175号）に基づく有機農産物の生産技術に適合した農産物、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（平成11年法律第110号）に基づき、環境と調和した持続的な農業生産を推進するために必要な共同利用機械・施設、「地力増進法」（昭和59年法律34号）に基づく不良土壌地の改善を目的とした土壌・土層改良等の整備に関する支援を推進。

ク 甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備の取組

てん菜、さとうきび、でん粉原料用ばれいしょ及びでん粉原料用かんしょについて、「砂糖及び甘味資源作物政策の基本方向」及び「でん粉及びでん粉原料用いも政策の基本方向」に沿って、19年産から導入予定の新たな経営安定対策の円滑な推進を図るために、生産の安定化、省力・低コスト化等を推進するための高性能機械等の導入及び施設の整備等の取組を推進。

ケ 畜産生産基盤育成強化の取組

地域内一貫生産体制の確立や効率的生産のための外部化・分業化のための施設、消費者ニーズに対応した畜産物の加工・販売施設、支援組織の育成及び再編統合、事業規模の拡大・多角化に必要な施設、哺乳ロボットを活用した超早期離乳等の新たな生産方式の普及、子牛生産部門の協業化、地域の核となる協業法人経営育成のための施設、酪農地域における肉専用種繁殖経営の導入のための施設、畜産経営を円滑に継承するための離農跡地等の条件整備等を推進。

コ 飼料増産の取組

自給飼料生産拡大による自給飼料に立脚した畜産生産構造への転換を図るため、自給飼料生産基盤の強化、高生産性飼料生産システムの確立、TMRセンターの設置、日本型放牧の拡大、公共牧場の効率的利用、未利用地を活用した放牧等の畜産利用等に必要な作付条件整備、施設機械の整備並びに当該施設機械のリースを推進。

単収向上、生産の効率化等自給飼料生産に係る新技術の確立・普及等に必要な条件整備の推進。

サ 家畜改良増殖の取組

肉用牛の改良を図るため、肉用牛検定施設及び和牛受精卵供給施設の整備を推進。

中小家畜（豚、鶏）の改良増殖を図るため、改良施設の整備を推進。

馬の改良増殖を図るため、馬の育成施設の整備を推進。

特用家畜（めん羊、山羊、みつばち、地鶏等）の振興を図るため、簡易な飼養施設、処理加工施設等の整備を推進。

乳用雌牛又は肉用繁殖雌牛の貸付け及び譲渡を推進。

シ 畜産新技術の取組

クローン技術やDNA解析技術を活用した育種改良手法の開発・検証、性判別受精卵の生産利用体制の整備等に必要な施設・機械の整備を推進。

ス 食肉等流通体制整備の取組

産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設における処理の効率化や品質の向上及び機能向上・改善のための施設整備、家畜取引における近代化・合理化及び環境・衛生対策等のための施設整備を推進。

セ 草地流動化促進の取組

草地畜産基盤整備事業実施地区において、引き続き担い手草地集積事業を推進するとともに、連坦団地の形成等高生産性の草地基盤の構築を図るため、担い手農家への土地集積状況等の把握・分析及び連坦化等の推進並びに条件整備等を推進。

ソ 耕種作物活用型飼料増産の取組

水田における飼料作物作付拡大の条件整備を図るため、稻わら等有機資源の収集・供給、堆肥との交換、水田地帯における繁殖経営育成粗飼料の広域流通に必要な施設機械等の整備及び当該施設機械のリースを推進。

タ 多角的農作業コントラクター育成の取組

担い手の規模拡大等に伴う労働力不足を補完する

ため、農業機械作業の請負に必要な農業機械・施設の整備及び当該施設の機械のリースの実施により、耕種部門と畜産部門の多角的な農作業を行う総合的なコントラクター（農作業請負組織）の育成を推進。

表1 18年度 予算額

強い農業づくり交付金 405億円の内数

2 広域連携等産地競争力強化支援事業

(1) 事業の趣旨

消費・流通構造の変化にともない、存在感を増す外食産業、流通業界のニーズ等に対し、産地の農畜産物の生産・供給体制が応えきれるまでに至っておらず、輸入農産物における代替が進行している。こうしたことから、国産農産物のシェアの低下を防ぎ、輸入農畜産物に代替されたシェアを取り戻すことにより、食料の安定供給を図ることが重要となっている。

また、多様化している消費者・実需者のニーズに対応すべく、産地における競争力強化に向けた「攻め」の取組を支援し、国産農産物の力強い生産供給体制の確立を図ることが必要である。

広域連携等産地競争力強化支援事業は、政策課題の解決に効果的と考えられる国が積極的に推進すべき重要な取組であり、先進的に技術を組み合わせる実証的な取組等、全国のモデルとなることが期待される取組について、国が直接、産地等に補助金を交付し支援することにより、スピード感を持って国産農畜産物の競争力の強化を図るものである。

(2) 事業の目標

- ア 多様な消費者・実需者ニーズに対応し需要に応じた生産量の確保
- イ 生産、経営、加工・流通技術や生産基盤の開発・改良等による生産性の向上
- ウ 高品質・高付加価値農畜産物の安定生産の推進
- エ 農畜産業の環境保全
- オ 輸入急増農産物における国産シェアの奪回

(3) 事業の内容

本事業は、下に掲げる事業により構成されるものとする。

ア 産地・消費者サイド広域連携事業

産地・生産者が都道府県域を越えて実需者と結びつくなど、農畜産物の安定的な生産供給体制の確立を図るための広域的な取組を行う事業とする。

イ 産地間広域連携・広域的流通拠点事業

単独の産地・生産者では困難な、食品産業等の周年需要に対応するための産地・生産者間の連携等都

道府県域を越えた広域的な取組を行う事業とする。

ウ 高モデル・先進型事業

全国で初めての取組となるような先進性が極めて高く全国のモデルとなる産地育成に向けた取組を行う事業とする。

エ 大規模モデル型事業

大規模な投資を必要とする取組で、国が直接支援することにより、新技術の全国への早期普及などが期待できる取組を行う事業とする。

オ 地域共通課題解決型事業

都道府県域を越えた広域的な見地から、産地が抱える生産上の共通課題解決への取組を行う事業とする。

カ 知識集約型産業創造対策事業

全国的な実態把握やノウハウ・情報提供等地域段階で取り組むよりも全国段階で取り組む方が効果的・効率的な課題の解決について、民間団体の能力を活用した取組を行う事業とする。

(4) 支援の仕組み

ア 事業実施主体は、地域で掲げる課題解決のために、(2)で掲げる政策目標に即した具体的な成果目標を掲げ、その達成に向け、地域の実情に応じつつ、各種関連対策との連携の下に(3)の事業を実施する。

イ 国は、事業実施主体から提出された事業実施計画について、直接採択事業の趣旨に合致した取組か、事業実施要件は満たしているか、地元の同意がとれているか等の内容を審査のうえ、承認を行う。

ウ 国は、目標年度の翌年度において、成果目標の達成状況を評価し、目標達成度の低い地域に対しては、改善計画の作成等の重点指導を行う。

表2 18年度 予算額

広域連携等産地競争力強化支援事業 58億円

第2節 地産地消の推進

地域における地産地消の実践的な計画の策定を進め、学校給食や観光などで地場産物を活用するなどの取組を国民的運動として推進するとともに、農林水産省では、計画的、戦略的に地産地消を推進するため、行動計画を策定し、推進を図るとともに、次の取組を実施した。

- 1 地産地消推進検討会において、地産地消の推進、観光、商工業との連携について検討した。
- 2 地域における地産地消の実践的な計画（地産地消推進計画）において、食育等と連携により地域の取

組が一層推進されるように関係機関に通知した。この地産地消推進計画は平成19年度末までに全国900地区（全国の市町村数の1/2）での策定を目標として推進してきたところ、19年度3月末現在で918地区において策定された。

3 地域の活動の発展の参考となる全国の優良事例情報の収集・分析・検討を行うとともに、優秀な地産地消推進活動を表彰した。

4 地産地消の推進の核となる直売施設や農産物加工施設の整備に対する支援を行った。

5 地産地消の情報提供（国際シンポジウム開催、広報誌の発行、地産地消サイトの開設）、直売に関する人材育成セミナー、学校給食を中心とした食農ネットワークの形成など地産地消の推進にかかる事業を支援した。

6 全国地産地消推進協議会の主催で「全国地産地消フォーラム2007」を平成19年3月7日に開催し、優良事例表彰、事例発表を行った。

第3節 水田農業構造改革対策

(1) 米の生産調整の経緯

米については、潜在的な生産力が消費量を相当上回って推移していることから、昭和46年度以降、国による助成措置等を講じつつ、生産調整の推進を図ってきたところである。

平成16年度からは、平成14年に決定した「米政策改革大綱」を踏まえ、地域自らの発想・戦略と地域の合意による地域水田農業ビジョンに基づく取組を支援する産地づくり交付金等を内容とする水田農業構造改革対策（平成16～18年度）を実施している。

(2) 水田農業構造改革対策の概要

ア 趣旨

これまでの水田農業政策については、米の生産調整の推進が至上命題化し、地域の関係者の精力がその他の生産対策や経営対策に向けられにくかったこと、他の農業分野に比べて担い手の育成が遅れ、生産構造が脆弱であること、生産調整に関する助成措置が全国一律の要件及び単価であり、地域の特色を生かした産地づくりの観点に欠けていたこと、米価の下落が農家まで伝わりにくく、需要に応じた米の計画的生産という意図が伝わりにくかったこと等の指摘がなされてきたところである。

しかしながら、水田農業は国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、水田等において耕作放棄等を防止し、その環境

を良好に保全することが極めて重要である。

このため、「米政策改革大綱」及び「米政策改革基本要綱」に基づき、水田の利活用の促進と多面的機能の発揮等を図り、「米づくりの本来あるべき姿」の実現を目指すこととし、これまでの米の生産調整に関するメリット措置を抜本的に見直すとともに、その他水田農業に関する施策についても改革の趣旨に沿って、総合的かつ有機的連携を図りつつ実施する。

イ 地域水田農業ビジョン

「米づくりの本来あるべき姿」の実現に当たっては、地域の特性に応じた水田農業を地域自らが主体的かつ戦略的に展開すること、その際、生産対策及び経営対策を一体的に実施することにより構造改革を促進することが重要である。

このため、米の生産調整と米以外の作物の生産を総合的に勘案した地域の作物戦略・販売、水田の利活用、担い手の育成等の将来方向を明確にした地域水田農業ビジョン（以下「ビジョン」という。）を水田環境等の良好な保全に配慮しつつ策定し、その実現に向けた地域の取組を推進する。

ウ 水田農業構造改革対策の推進のための助成措置

（ア）産地づくり対策

a 産地づくり交付金

地域の特色ある水田農業の展開を図りながら、米の生産調整の的確な実施及び水田環境等の良好な保全をするため、地域自らの発想と戦略により、水田農業の将来方向を明らかにしたビジョンに基づき、需要に応じた作物生産及び水田農業の構造改革を推進し、消費者の期待に応える産地を育成する地域の取組を支援する。

このため、国は対策期間中安定した一定額の産地づくり交付金を都道府県水田農業推進協議会（以下「都道府県協議会」という。）へ交付し、そこで造成された資金を、地域水田農業推進協議会（以下「地域協議会」という。）に助成することで地域で策定されたビジョン実現に向けた取組を支援することとしている。

なお、産地づくり交付金は、都道府県協議会の判断により稻作所得基盤確保対策との間で融通可能としているほか、産地づくり交付金の中でも、産地づくり事業と特別調整促進加算事業との間で融通可能としている。

（ア）産地づくり事業

産地づくり事業は、米の生産調整の的確な実施及び水田環境の良好な保全を図りながら、需要に応じた作物生産及び水田農業の構

造改革を推進し、消費者の期待に応える産地を育成するための事業である。

具体的には、地域協議会が、ビジョン実現のため、国のガイドラインの範囲内で助成の対象となる使途や助成要件、助成水準等を設定し、その内容を産地づくり計画書として取りまとめ、その計画に基づく取組に活用している。

（イ）特別調整促進加算助成事業

特別調整促進加算助成事業は、産地づくり事業の上乗せ措置として、地域条件に応じた米の生産調整への意欲的な取組を助長するものである。

具体的には、都道府県協議会が、国のガイドラインの範囲内（①大幅な超過達成に対する助成、②地域特例作物の振興に対する助成、③その他意欲的な生産調整に対する助成）で、助成対象、助成要件、助成水準等を内容とする活用方針をとりまとめ、また、この活用方針に定められた使途から、地域協議会が助成の対象とする使途を選択し、農業者等への支援を実施している。

（ウ）麦・大豆品質向上対策

麦及び大豆について、担い手を中心とした生産性と持続性に優れた産地を育成し、需要と生産のミスマッチの解消を図るため、需要に即した高品質の麦・大豆の生産を支援する。

具体的には、ビジョンで担い手として位置づけられた認定農業者、特定農業団体等を助成対象者とし、麦については、農産物検査等級1等であって容積重又はタンパク含有率の基準を満たすこと、大豆については、農産物検査等級1、2等又は一定の要件を見たす契約栽培であることを要件として、13,000円/10aの助成を実施している。

（エ）耕畜連携推進対策

安全・安心な畜産物の供給体制の構築及び自給飼料に立脚した畜産経営への転換を推進するため、水田において、稻作経営と連携した飼料作物の生産等を支援する。

具体的には、ビジョンで担い手として位置づけられた認定農業者、特定農業団体等を助成対象者とし、飼料作物の利用供給協定の締結に加え、

・一定面積以上の団地化

・稻発酵粗飼料又はわら専用稲の生産

・水田放牧又は資源循環（堆肥還元）の取組に対して、13,000円／10aの助成を実施している。

d 畑地化推進対策

米が過剰基調にあり、今後も需要の縮小傾向が続くことが見込まれる中で、米の生産装置である水田自体を減らすとともに、無計画な畑地化、耕作放棄地の増大等による水田の持つ多面的機能の喪失等の弊害を最小限に留めるため、地域合意のもとに計画的に畑地化を行う地域を支援する。

(イ) 稲作所得基盤確保対策

米の生産調整のメリット措置として、生産者の拠出と国の交付金により造成した資金を用いて、米価下落の度合に応じ一定額を補てんする。

(ウ) 担い手経営安定対策

効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手を確保、育成しつつ、水田農業の構造改革を加速化させるため、一定規模以上の水田経営を行っている担い手を対象に、稲作所得基盤確保対策に上乗せし、生産者の拠出と国からの交付金により造成した資金を用いて、稲作収入の下落に応じて補てんする。

(3) 平成18年度における対策の実施状況

ア 18年度においては、全国2,072地域協議会においてビジョンが策定され、産地づくり対策の取組がなされた。

イ 対策の取組状況

① 産地づくり交付金の当初配分は144,508百万円（産地づくり事業139,508百万円、特別調整促進加算事業5,000百万円）であった。稲作所得基盤確保対策から産地づくり対策への融通が150百万円あり、また産地づくり対策における産地づくり事業と特別調整促進加算事業の間での融通の結果、融通後の配分額は144,658百万円（産地づくり事業141,854百万円、特別調整促進加算事業2,804百万円）となった。

② 麦・大豆品質向上対策のうち、17年産大豆の取組に対する交付額は2,801百万円、18年産麦の取組に対する交付額は5,442百万円であった。また、18年産大豆については、19年度予算での措置が基本であるが、農産物検査が早期に終了した地域の取組について、18年度予算で3,037百万円の前倒し交付を行った。耕畜連携推進対策への交付額は4,636百万円であった。畑地化推進対策への交付額は22百万円であった。

③ 18年産の稲作所得基盤確保対策の加入状況は、当初加入契約ベースで加入契約者数が約92万人、加入数量では約404万トンとなっており、加入があった46道府県すべてにおいて、本対策が発動された。

④ 18年産の担い手経営安定対策の加入状況は、当初加入契約ベースで加入契約件数は約3万6千件、加入契約面積は約20万1千haであり、加入があった道府県のうち36府県において、本対策が発動された。

第4節 農産物の生産対策等

1 種子対策

主要農作物（稻、麦類及び大豆）の生産においては、多様化する品種需要等の動向に即し、生産の基本となる優良種子の安定的な生産供給体制の確立を図ることが重要である。

このため、強い農業づくり交付金において、種子生産技術の高度化と品質管理体制の確立による種子の品質向上や合理的な種子生産団地の育成を推進した。

2 米生産対策

(1) 生産動向

18年産水稻の作付面積は1,684千haと前年に比べて1万8千ha減少した。

収穫量については、全国的に登熟はおおむね順調であったが、九州を中心とした一部地域では台風による潮風害等の被害が発生し、登熟が抑制されたことから、854万6千t、全国の作況指数は96、10a当たりの収量は507kgとなった。

(2) 生産対策

米については、需要動向に即した計画的生産を図りつつ、麦・大豆等と組み合わせた収益性の高い安定した水田農業経営の展開を進めるとともに、消費者・実需者ニーズに応え、良質な米を安定的に供給しうる生産流通体制の確立を図ることが必要となっている。

このような課題に対応するため、強い農業づくり交付金において、稻・麦・大豆の土地利用型作物を一体として捉え、共同利用機械・施設の整備等による担い手を中心とする効率的な生産流通体制の構築や、合理的な作付体系の導入・定着等を推進した。

また、稲作の規模拡大と生産コスト低減のため、中型機械化体系による生産性や規模拡大の限界を打ち破る直播栽培等の生産技術を組合せた技術体系の確立・

普及を引き続き推進するとともに、全国初である先進性が極めて高い取組を行うモデル産地の育成を推進した。

さらに、7月下旬～8月上旬の減数分裂期～出穂期における冷害や8月上旬の出穂期以降における高温障害を防止するために、地域ブロックごとに深水管理、遅植等の技術対策を推進した。高温障害については、8月にその発生メカニズムに関する知見や生産現場での技術対策の実施状況を取りまとめ、「水稻の高温障害の克服に向けて（高温障害対策レポート）」として発出した。

このほか、食の安全・安心の確保を図るため、産地における残留農薬のチェック体制の整備を図るとともに、玄米中のカドミウムについては、消費安全部局等との連携の下、出穂期前後の湛水管理によるカドミウム吸収抑制技術の普及を推進した。

3 麦生産対策

(1) 生産動向

18年産麦の作付面積は、北海道において、他作物から小麦への転換があったこと等から、4麦計で前年比1%増の27万2,100haとなった。一方、収穫量については、北海道において6月が低温・日照不足であったこと、都府県においても、冬から春にかけての低温・日照不足や5月以降の降雨等の影響により生育・登熟抑制がみられたことから、前年産を下回り、4麦計では前年比4%減の101万2千tとなった。

(2) 生産対策

小麦については、近年、生産量が急増したものの、品質や生産性の面で実需者ニーズに十分対応できていない。品質や生産性の向上が急務となっている。

他方、大麦・はだか麦については、生産が横這いなし低下傾向にあり、近年の主食用や焼酎用等の需要の伸びに対応した生産の拡大が不十分となっている。

このような課題に対応するため、実需者ニーズを踏まえ、各産地における近年の生産・販売動向や品質状況等の現状分析を行うとともに、農協等の生産者団体が主体となった産地協議会の設置と併せて、①品質分析結果に基づくきめ細かな栽培指導や用途ごとの品質基準による区分保管、②加工適性に優れた新品種の導入等による品質の向上・安定化、③需要に応じた麦種・品種への転換、④担い手に対する農地・作業の集積や集落営農組織の育成・法人化、合理的な作付体系の確立等による生産コストの低減などの産地改革を推進した。

4 大豆生産対策等

(1) 生産動向

18年産大豆の作付面積は、北海道において小豆、いんげんからの転換があったこと等から、前年産に比べ8,100ha（前年産対比6%）増加し、142,100haとなつた。

一方、収穫量については、九州において天候不順や台風等の影響により10a当たり収量が低下したものの、作付面積が増加したため、前年産に比べ4,200t（前年産対比2%）増加し、22万9,200tとなった。

(2) 生産対策

大豆は、気象条件等の影響により作柄が大幅に変動し、供給量や販売価格が乱高下することから、実需者の求める品種・品質の大豆を安定的に生産・供給することが急務となっている。

このため、各産地の農協が中心となって地域の実情に即した品質・生産性の向上目標や具体的な取組みを定めた産地強化計画を策定し、この計画に基づき目標達成に向けた取組みを行う産地改革を推進し、担い手の育成・確保等による生産構造の確立、新技術の導入等により生産性の向上などを図った。

特に、栽培技術については、地域の気象条件や土壤条件によって湿害等が発生するなど、基本技術のみでは単収や生産性の向上に十分対応できない状況にあることから、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が開発した湿害の軽減等が図られる省力安定生産技術（大豆300A技術）等について、農政局ブロック毎に普及目標及び取組計画を設定し、普及推進を図った。

(3) 大豆交付金等

「大豆交付金暫定措置法」（昭和36年法律第201号）に基づき、平成17年産及び平成18年産の大豆について、交付金222億600万円、大豆作経営安定対策19億4,600万円を交付した。

なお、大豆交付金等の品目別対策については、平成19年産より品目横断的経営安定対策へ移行するため、同法は18年度をもって廃止された。

5 野菜対策

(1) 生産・輸入動向

ア 野菜の生産動向

平成18年産の野菜作付面積は、前年に比べ6千ha減少し443千haとなった。ブロッコリー（700ha増）、たまねぎ（600ha増）など作付面積が増加した品目も一部にはあるものの、だいこん（900ha減）、さといも（600ha減）、メロン（570ha減）、などで作付面積が減

少した。

平成18年産の野菜生産量は、夏場における天候不順の影響などにより前年に比べ13万t減少し1,236万tとなった。しかしながら、秋以降は天候に恵まれたことから、はくさい、キャベツ等の葉茎菜類については前年に比べ12万t増加した。

表3 平成18年産主な野菜の作付面積、収穫量及び出荷量

品目	作付面積	収穫量	出荷量	前年産増減		
				作付面積	収穫量	出荷量
百ha	千t	千t	百ha	千t	千t	
根 菜 類						
だいこん	382	1,649	1,262	△ 9	22	14
かぶ	54	151	120	△ 1	△ 3	△ 1
にんじん	188	623	546	△ 2	8	6
ごぼう	87	159	131	△ 1	△ 2	△ 2
れんこん	41	58	47	△ 0	△ 6	△ 5
さといも	144	175	103	△ 6	△ 10	△ 6
やまといも	85	192	154	△ 2	△ 12	△ 9
葉 茎 菜 類						
はくさい	193	944	716	△ 5	19	13
こまつな	57	91	75	1	3	3
キャベツ	330	1,375	1,182	△ 5	11	21
ちんげんさい	23	49	42	△ 0	△ 2	△ 1
ほうれんそう	233	299	240	△ 4	1	1
ふき	7	17	14	△ 1	△ 0	0
みつば	12	18	17	△ 1	△ 0	△ 0
しゅんぎく	25	40	32	△ 0	△ 1	△ 0
セロリ	7	35	33	0	0	0
アスパラガス	64	28	24	0	△ 0	△ 0
カリフラワー	14	27	21	△ 0	1	1
ブロッコリー	114	122	106	7	17	15
レタス	212	549	513	△ 3	△ 3	6
ねぎ	227	491	378	△ 4	△ 3	△ 3
にら	22	63	56	0	2	2
たまねぎ	236	1,158	1,014	6	71	70
にんにく	20	19	12	0	1	1
果 菜 類						
きゅうり	131	628	526	△ 3	△ 46	△ 40
かぼちゃ	169	220	166	0	△ 14	△ 10
なす	111	372	277	△ 3	△ 23	△ 17
トマト	129	726	640	△ 1	△ 33	△ 28
ピーマン	36	147	125	△ 1	△ 7	△ 6
スイートコーン	256	233	177	△ 4	△ 18	△ 15
さやいんげん	72	49	31	△ 2	△ 4	△ 2
さやえんどう	45	27	17	△ 2	△ 2	△ 1
さらため	25	20	14	△ 2	△ 3	△ 2
えだまめ	129	71	48	△ 1	△ 6	△ 4
香 辛 野 菜						
しょウガ	18	38	27	△ 0	△ 1	△ 1
果 実 的 野 菜						
いちご	68	191	173	△ 1	△ 6	△ 5
メロン	98	217	197	△ 6	△ 25	△ 23
すいか	130	419	357	△ 4	△ 32	△ 28

資料：農林水産省「野菜生産出荷統計」

イ 野菜の輸出入動向

平成18年の輸出金額は、前年比119%の9,545百万円と増加した。このうち、生鮮野菜の輸出金額は、ながいもが前年比144%の1,795百万円、いちごが前年比180%の103百万円、メロンが前年比254%の50百万円となり、全体では前年比130%の2,248百万円と増加した。

平成18年の輸入量は、前年比95%の239万tと減少した。このうち、生鮮野菜の輸入量は、中国産たまねぎの減産、ニュージーランド産かぼちゃの不作等の影響により、前年比86%の94万tに減少し、野菜加工品の輸入量は、前年比101%の145万tであった。

(2) 生産・流通対策

輸入にシェアを奪われている加工・業務用需要を中心に、国産野菜のシェア奪還を図るため、国産野菜の安定供給体制の確立を推進した。また、一層の低コスト化、高付加価値化等を通じて、輸入野菜との品質・価格競争に打ち勝つ力強い生産供給体制の確立を推進した。

ア 加工・業務用需要への的確な対応に向けた取組

加工・業務用需要に的確に対応した野菜の生産・供給体制を整備するため、ソフト事業として、①生産者と実需者の連携を深めるためのセミナー等の開催、②加工・業務用需要に対応した野菜生産に関するガイドラインの作成（8品目）③新たに加工・業務用向け野菜の契約栽培に取り組む産地の参考に資するための標準的な取引手順や契約書様式を作成した。また、ハード事業として、①用途別需要に対応した高機能カット機等の一次加工施設やパッケージング施設、②低コストかつ安定的な生産・流通体制の構築に向けた低コスト耐候性ハウス、ねぎ調製施設、通い容器、集出荷貯蔵施設等の整備を支援した。

(予算額

強い農業づくり交付金

40,506百万円の内数

広域連携産地競争力強化支援事業

5,829百万円の内数)

イ 国産野菜の競争力強化に向けた取組

(ア) 生産・流通コストを一層削減した野菜生産・供給を推進するため、①施設栽培における初期コストを低減するための低コスト耐候性ハウス、流通の合理化に向けた集出荷貯蔵施設、②露地栽培における労働時間の短縮を進めるための共同利用機械等の整備を支援した。

(イ) 高品質で付加価値の高い野菜生産・供給を推進するため、高品質野菜の選別や鮮度保持等のための共同利用施設等の整備を支援した。

(予算額 強い農業づくり交付金

40,506百万円の内数

広域連携産地競争力強化支援事業

5,829百万円の内数)

(3) 価格動向と需給・価格安定対策

ア 野菜の価格動向

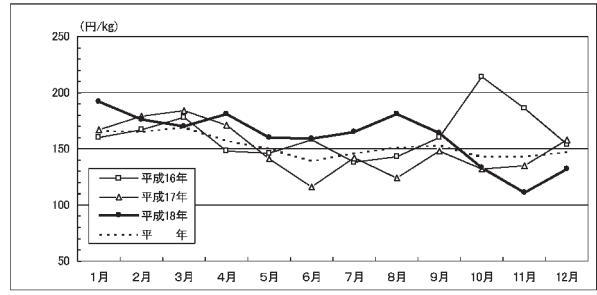
野菜は、国民消費生活上不可欠なものであるが、気象条件の影響を受けて作柄が変動しやすい上に、保存性にも乏しいため、価格が変動しやすい特性を持っている。

平成18年の野菜価格は、17年末から年明けにかけ

ての強い寒波と春先の一時低温に加え、春先から梅雨時期にかけて全国的に極端な日照不足に見舞われ梅雨明けも遅れたことなどから入荷減となり9月までは平年を上回る価格で推移した。

しかし、10月以降は全国的に気温高が続いたため生育前進による入荷増に転じ、10月から12月にかけては平年を下回る価格で推移した。特にだいこん、キャベツ、はくさいの価格は低迷を続け安値基調で推移した。

表4 指定野菜（14品目）の卸売価格の動向
(東京都中央卸売市場)



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成16年	160	167	178	148	146	158	138	143	160	214	186	154
平成17年	167	179	184	171	141	116	142	124	148	132	135	158
平成18年	192	176	170	181	160	159	165	181	164	133	111	132
平年	166	165	169	157	150	139	146	151	153	143	143	147

資料：東京青果物情報センター「東京都中央卸売市場における野菜の市場別入荷数量及び価格」
注：平年とは、過去5年（平成13年～17年）の月別価格の平均値である。

イ 需給安定対策

「指定野菜の需給ガイドライン」及び「指定野菜の必要入荷量の見通し」を策定し、これらを踏まえ生産出荷団体等が作成した供給計画に基づく生産・出荷を推進した。また、価格変動に対処するための緊急需給調整の実施、産地間連携等需給均衡に向けた生産出荷団体等の自主的な取組みに対し支援を行った。

緊急需給調整の実施については、秋以降好天に恵まれ野菜の生育が促進したこと、気温が高めで推移し鍋物等の需要が伸び悩んだことなどから価格低迷が続いたために、全国生産出荷団体等から緊急需給調整の届出があり、11月から3月にかけて産地廃棄（キャベツ7,478t、だいこん3,360t、はくさい8,572t）及び産地調整（出荷の前倒し（キャベツ1,363t、だいこん1,733t、はくさい1,127t））が実施された。

なお、ほ場廃棄については、「もったいない」等の批判の声が多く寄せられることから、3月に「野菜の緊急需給調整手法に関する検討委員会」が開催され、ほ場廃棄をできるだけ減らすための手法や制度の見直し等を内容とする提言がまとめられた。この提言をうけ、需給事情の広報や消費拡大対策、過剰

になった野菜の引取先の掘り起こしや、緊急需給調整については「廃棄まずありき」の制度から「できるだけ有効利用するインセンティブのある制度」へ見直しを行った。

（予算額）野菜需給均衡総合推進対策事業費

62百万円

ウ 野菜価格安定制度

（ア）指定野菜価格安定対策事業

野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）に基づいて、一定の面積規模等を満たす野菜指定産地から出荷される指定野菜の価格の著しい低落が生産者の経営に及ぼす影響を緩和するために、独立行政法人農畜産業振興機構が生産者補給交付金等を交付する事業を実施し、国は、この資金造成に要する経費について助成を行った。

（イ）特定野菜供給産地育成価格差補給事業

野菜生産出荷安定法に基づいて、野菜の需給及び価格の安定上重要な指定野菜に準ずる野菜（特定野菜）並びに野菜指定産地への計画的な育成を推進する野菜産地及び中山間地域の野菜産地等から出荷される指定野菜について、都道府県の野菜価格安定を目的とする公益法人（以下、「野菜価格安定法人」という。）が価格差補給交付金等を交付する事業を実施し、国は、これに要する経費について、独立行政法人農畜産業振興機構を通じて助成を行った。

（ウ）契約野菜安定供給事業

野菜生産出荷安定法に基づいて、加工業者、外食業者、量販店等の実需者との契約取引を行う生産者に対して、契約取引を行う生産者に対して、契約取引に係る価格・収量変動のリスクを軽減するため、独立行政法人農畜産業振興機構が契約指定野菜安定供給事業を実施し、国は、この資金の造成に要する経費について助成を行った。

また、野菜価格安定法人が契約特定野菜等安定供給事業を実施し、国は、これに要する経費について、独立行政法人農畜産業振興機構を通じて助成を行った。

（予算額）野菜生産出荷安定資金造成費

9,531百万円

（4）消費拡大対策

野菜の消費拡大を推進するため、①産地における野菜の栄養・機能性の分析及び情報提供の取組推進、②外食・中食における野菜利用増大及び普及啓発活動の推進、③子供の野菜嫌いをなくすための食育体験による野菜摂取拡大活動の推進、④成人を対象とした企

業・団体における野菜摂取普及啓発活動の推進等を実施した。

(予算額 にっぽん食育推進事業

3,945百万円の内数)

6 果樹農業振興対策

(1) 果樹の生産・流通の動向

ア 果樹生産の動向

平成18年産の果樹栽培面積は前年に比べ4千ha減少し262千haとなった。おうとう(110ha増)、その他かんきつ類(500ha増)など栽培面積が増加した品目もあるものの、うんしゅうみかん(1,300ha減)、りんご(600ha減)、くり(500ha減)などで栽培面積が減少した。

平成18年産の果実生産量は、前年産に比べて47万t減少し323万tとなった。これは、天候に恵まれた前年に比べ台風被害が発生したこと、うんしゅうみかんが裏年で29万t減少したことなどによる。

表5 平成18年産主な果実の栽培面積、収穫量及び出荷量

品目	栽培面積	収穫量	出荷量	前年産増減		
				栽培面積	収穫量	出荷量
みかん	535	842	743	△13	△290	△262
なつみかん	34	58	50	△2	△4	△3
はっさく	26	50	43	△1	△1	△1
いよかん	64	85	76	△4	△24	△21
ネーブルオレンジ	10	10	9	△1	△3	△2
その他かんきつ類	167	—	—	5	—	—
りんご	426	832	740	△6	13	15
日本なし	156	291	266	△3	△72	△67
西洋なし	19	28	25	△0	△4	△4
かき	246	233	187	△2	△53	△44
びわ	18	6	5	△1	△1	△1
もも	112	146	134	△1	△28	△27
すもも	33	21	18	△1	△5	△5
おうとう	49	21	18	1	2	2
うめ	187	120	101	1	△3	△4
ぶどう	200	210	191	△2	△10	△10
りんご	243	23	16	△5	1	1
パインアップル	6	11	10	0	0	0
キウイフルーツ	26	33	27	△0	△4	△3

資料:栽培面積は「耕地及び作付面積統計」、結果樹面積及び収穫量は果樹生産出荷統計
注1:パインアップルの結果樹面積及び収穫量は沖縄県のみ。
注2:平成18年産の結果樹面積及び収穫量は概算値。

イ 果実の輸出入動向

平成18年の輸出金額は、前年比102%の10,585百万円と増加した。このうち、生鮮果実の輸出金額は、りんごが前年比106%の5,697百万円となったものの、天候不順等の影響により、なしが前年比67%の533百万円、うんしゅうみかんが前年比73%の371百万円となり、全体では前年比102%の7,715百万円と増加した。

平成18年の輸入量は、前年比95%の253万tと減少した。このうち、生鮮果実の輸入量は、バナナが前年比98%の104万3千t、冷害の影響を受けたグレープフルーツが前年比83%の17万1千t等となり、全体では前年比96%の176万5千tと減少した。

また、果実加工品の輸入量は、オレンジ果汁が前年比90%の8万kl、りんご果汁が前年比96%の8万1千kl等となり、全体では前年比93%の77万tと減少した。

(2) 果樹の生産・流通対策

新たに策定された「食料・農業・農村基本計画」及び「果樹農業振興基本方針」に即し構造改革を進めるため、産地自らが、目指すべき産地の姿とそれを実現するための戦略を内容とする「果樹産地構造改革計画」の策定を推進した。また、消費者ニーズに的確に対応した高品質な果実を安定的に供給する体制の整備を進め、果樹産地の競争力強化を図るため、強い農業づくり交付金において、次の諸対策を実施した。

ア 優良品種への改植、園内道の整備、園地改良等の園地基盤の整備を推進した。

イ 低コスト耐候性ハウス、産地管理施設、選別・鮮度保持等のための集出荷貯蔵施設等の整備を推進した。

(予算額 強い農業づくり交付金

40,506百万円の内数)

(3) 果実の需給調整・経営安定対策等

果実の需給調整と果樹農家の経営安定を図るため、以下の諸対策を実施するのに必要な資金を(財)中央果実生産出荷安定基金協会(以下「中央果実基金」という。)に造成し、次の事業を実施した。

ア 計画生産出荷促進事業

うんしゅうみかん及びりんごについて、生産出荷計画の作成、摘果等による生産量の調整及び出荷調整による需給調整対策を実施するための資金を造成した。

平成18年産は、うんしゅうみかん及びりんごとも、大幅な生産増加が見込まれなかったことから、適正生産出荷見通し(適正生産量:うんしゅうみかん107万t、りんご86万t)を策定した。これをもとに、全国、道府県、産地の段階でそれぞれ生産出荷目標を策定するとともに、各産地では、摘果等による適正生産量の達成に向けた高品質果実の計画的な生産出荷の取組が推進された。

(所要額 計画生産出荷促進事業47百万円)

イ 経営安定対策事業

うんしゅうみかん及びりんごについて、需給調整対策を的確に実施しても、なお、価格が低下した場合に果樹経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者に対して補てん金を交付するための資金を造成した。

平成17年産うんしゅうみかんは、収穫量が113万t

で適正生産量111万tの102%と目標をやや上回る水準となったこと、気象の影響で小玉傾向になったこと、出荷時期が他果実と競合したこと等から低い価格で推移したため、加入県すべての17県で補てんが行われた。

平成17年産りんごは、収穫量が82万tで、適正生産量87万tの94%と目標を下回る水準となり、価格は比較的安定して推移したため、北海道を除いて補てんが行われなかった。

(所要額1,900百万円)

平成18年産のうんじゅうみかんは、収穫量が84万tで、適正生産量107万tの79%と目標を下回る水準となり、価格が堅調に推移したため全府県で補てんが行われなかった。

平成18年産のりんごは、適正生産量86万tの97%と目標をやや下回る水準となり、価格が堅調に推移したため全道県で補てんが行われなかった。

(所要額60百万円)

ウ 国際対応果樹特別対策事業

輸入果実・加工品の増加に対抗し、今後とも国産かんきつを安定的に供給しうる強固な生産体制を整備するため、優良な晩かん類等への転換、生産条件不利園地の転換、国産果汁の競争力の強化対策を推進。

(所要額957百万円)

(4) 果実等の消費拡大対策

食育の取組と連携を図りつつ、科学的知見に基づく正しい果実の健康機能性等の情報提供を行う「毎日くだもの200グラム運動」の全国統一的な取り組みに併せ、量販店の店頭における消費者への情報提供や学校給食への地場産果実利用促進等対象をしづらせて実施する取組みに対して助成を行った。

(予算額 にっぽん食育推進事業

3,945百万円の内数)

また、海外市場における国産果実の幅広い需要を確保するため、継続的かつ安定的な果実の輸出を定着させるための取組みに対して助成を行った。

(予算額 農林水産物等輸出倍増重点推進事業

300百万円の内数)

7 花きの生産普及対策

(1) 花きの生産動向

平成17年産の花きの生産の動向は表6のとおりである。

表6 平成17年産の花きの生産の動向

品目	作付面積	出荷数量	生産額	前年比		
				作付面積	出荷数量	出荷量
切り花類	ha 17 910	5 022 000 千本	億円 2 462	% 98	% 98	% 99
鉢もの類	2 145	310 300 千鉢	1 104	98	96	96
花壇用苗もの類	1 728	821 800 千鉢	372	101	98	97
花木類	8 472	166 448 千本	892	88	102	88
球根類	597	171 000 千球	29	94	93	94
芝類	6 941	5 259 ha	80	91	92	92
地被植物類	141	63 765 千鉢・千本	59	95	95	86
合計	37 934		4 997	94	—	96

(2) 花きの振興対策

新たに策定された「花き産業振興方針」(平成17年3月)に即して次の諸対策を実施した。

ア 花きの生産・流通に関する施策

花き産地の競争力強化を図るため、ホームユース用短茎多収栽培技術や周年生産技術の普及、産地と実需者等との間の短茎切花の契約取引の導入等の取組を推進するため、集出荷施設の整備、低コスト耐候性ハウスの整備、省力・多収栽培技術の導入等を実施した。

産地オリジナル品種の育成・高級花きの安定供給体制の構築等産地ブランドに必要な施設整備等を実施した。

(予算額 強い農業づくり交付金

40,506百万円の内数)

広域連携産地競争力強化支援事業

5,829百万円の内数)

イ 日本産花きの消費・流通に関する施策

消費者に対する花のある生活の理解促進、花と緑の園芸技術交流展の開催及び園芸技術向上への支援を通じた花によるゆとりある地域づくりの推進を実施した。

さらに、消費者ニーズにより的確に対応するため、花きの生産・出荷者と小売業者等との連携強化の促進等を実施した。

(予算額 農業競争力強化対策民間団体事業

1,495百万円の内数)

ウ 花き産業振興総合調査委託事業

花き関係の基礎データの整備、輸出国の実態についての調査・分析を行った。

(予算額 5百万円)

8 甘味資源作物の生産対策

甘味資源作物については、農業経営の安定と砂糖の自給率の向上に資するため、甘味資源特別措置法(昭和39年法律第41号)に基づき北海道をてん菜生産振興地域に、また、鹿児島県南西諸島及び沖縄県をさとうきび生産振興地域に指定し、それぞれ生産振興対策を

実施している。

甘味資源作物の生産動向及び施策の概要は次のとおりである。

(1) 甘味資源作物の生産動向

てん菜の生産は、昭和60年以降、北海道農業団体による作付指標面積の設定等により、需要の動向に即した計画生産が行われており、平成18年産の作付面積は、6万7,400ha（前年比100%）であった。

平成18年産については、6月の寡照・多雨による生育抑制に加え、8月以降は高温多雨傾向で経過したため、病害の多発や糖度の低下がみられ、10a当たり収量は5.82t（同94%）、生産量は392万t（同93%）となり、作柄が良かった16,17年産と比べると大きく低下したものの、平年との比較ではやや下回る程度の水準となった。根中糖分は8月以降の高温と褐斑病の影響により、過去10カ年中、12年産に次ぎ2番目に低い16.4%となった。

さとうきびの生産は、平成18年産の収穫面積は2万1,700ha（同102%）となった。

10a当たり収量は、台風、干ばつ等の影響により年による変動が大きいが、平成18年産については、一部地域で台風・干ばつ等の影響がみられたものの、概ね天候に恵まれたことから、前年を大きく上回り、鹿児島県では6.3t（同103%）、沖縄県では5.9t（同107%）となり、両県平均では6.0t（同106%）となった。

(2) てん菜生産振興対策

てん菜は、北海道畑作農業における基幹的な輪作作物であるとともに、地元のてん菜糖製造事業者で製糖されるなど地域経済上重要な役割を担っており、その生産振興に当たっては、需給に応じた計画的な生産を行うとともに、砂糖の内外価格差の縮小が強く求められる中で、生産コストの一層の低減等が必要となっている。

このため、平成18年度については、強い農業づくり交付金等において、新たな栽培管理体系の確立・導入の推進等のためのビートハーベスター等の導入、育苗土貯蔵庫の整備等について助成を行った。

(3) さとうきび生産振興対策

さとうきびは、台風、干ばつ等の自然災害の常襲地帯にある鹿児島県南西諸島及び沖縄県の農業における基幹作物であるとともに、地元の甘じや糖製造事業者で製糖されるなど地域経済上重要な役割を担っている。その生産振興に当たっては、地域の扱い手を中心とする生産組織の育成等を進めるとともに、砂糖の内外価格差の縮小が強く求められる中で、生産性や品質の向上等が必要となっている。

このため、平成18年度については、強い農業づくり交付金等において、機械化一貫体系確立のためのハーベスター等の導入、かん水設備の整備、生産性向上が可能となる新種苗増殖技術の確立・導入に向けた実証、高糖品種を中心とした優良種苗の普及のための原種ほ設置等に対する助成を行った。

9 特産農産物の生産振興対策

いも類、雑豆、落花生、工芸作物等の特産農産物は地域農業において極めて重要な地位を占めているが、その多くは加工原料用需要であるため、海外産品との競合等により需要が伸び悩んでいるものが多いこと等から、需要の動向に沿った計画的生産を推進し、生産性及び品質の一層の向上を図ることが重要な課題となっている。

これら特産農産物の生産動向及び振興対策は次のとおりである。

(1) 特産農産物の生産動向

ア いも類

平成18年産かんしょの作付面積は4万800haで、前年産並み（前年比100%）となった。また、10a当たり収量は、全国的に植え付け期以降7月下旬までの日照不足により茎葉の生育が抑制されたことから2,420kg（同94%）となり、生産量は98万9千t（同94%）となった。

平成18年産ばれいしょの作付面積は、ほぼ横ばいの8万6,600ha（同100%）となった。また、10a当たり収量は、主産地の北海道において7月下旬から8月上旬の少雨と、8月以降の高温により肥大が抑制されたことから減少し3,050kg（同96%）となり、生産量は前年を下回る264万3千t（同96%）となった。

なお、地域別の主な内訳は、北海道産203万1千t（同94%）、都府県産61万2千t（同102%）となった。

イ 雜豆、落花生

雑豆は、小豆、いんげん、えんどう、そら豆、ささげ等の総称であって、大豆、落花生及び緑豆は除かれる。18年産の作付面積は、小豆3万2,200ha（前年比16%減）、いんげん1万ha（同11%減）であった。

生産量については、小豆は、主産地の北海道において8月から9月にかけて気温・日照時間が平年を上回り登熟が良かったものの、7月の天候不順の影響から着きや数が減少したこと等により10a当たり収量が前年をやや下回ったことから、6万3,900t（同19%減）、いんげんは、主産地の北海道において

は種期の天候不順による発芽不良や8月以降の高温により登熟が抑制され10a当たり収量が前年を大幅に下回ったことから、1万9,100t（同26%減）となった。

落花生は、作付面積が8,600ha（同4%減）とやや減少した。生産量は、主産県である千葉県、茨城県で生育期における日照不足の影響から生育が抑制され10a当たり収量が前年をやや下回ったことから、2万t（同7%減）となった。

ウ 茶

平成18年の茶栽培面積は、前年に比べ200ha減の4万8,500ha（前年比99.6%）となった。

荒茶生産量は、春先からの低温・日照不足の影響、主産地における霜害等により9万2千t（同91.8%）となった。

また、輸出は1,681t（同147%）で、うち緑茶が1,576t（同144%）であった。一方、輸入は4万8,096t（同94%）で、うち緑茶が1万1,254t（同74%）、紅茶が1万7,128t（同111%）、その他の茶が1万9,714t（同95%）であった。

エ その他の特産農産物

平成18年のその他の特産農産物の生産量は、そばが3万3,000t（主産27県、前年比104%）、いぐさが主産県（熊本県、福岡県）で1万5300t（同70%）、こんにゃくいもが主産県（群馬県、栃木県）で6万4,900t（同97%）、ホップが415t（岩手県他・同84%）であった。

（2）特産農産物振興対策

地域の諸条件及び消費者・実需者ニーズに対応した、生産性の高い効率的かつ安定的な産地の形成、いも類、雑豆、落花生、工芸作物等の生産性及び品質の向上等を図るため、強い農業づくり交付金において、担い手を中心とした生産から流通まで一貫した高度な産地体制の構築、消費者・実需者との連携体制の整備、特色ある產品の開発、低コスト化、高品質化の推進に必要な新技術・新品種の導入・実証等を推進した。

ア いも類、雑豆、落花生、茶等畑作物

それぞれの畑作物が抱える具体的な課題とその取組方法を地域として明確にし、持続的な生産システムの構築、消費者・実需者が望む品質への向上及び一層の低コスト化を図り、輸入品との競合、消費者・実需者ニーズの多様化、価格の低迷、農業者の高齢化等現在の畑作物をめぐる厳しい環境に対応できる生産・流通・加工体制の整備を推進した。

また、ばれいしょについては、加工用ばれいしょの省力高品質生産体系の確立を推進した。

イ そば、いぐさ、こんにゃくいも等地域特産物

地域特産物について、安定的な生産・供給や輸入品との差別化を図るために、既存産地を中心に低コスト化等の高生産生産地の育成、中小産地を中心に付加価値の向上や特産ブランド産地の確立、さらに新技術、新品種及び新作物の導入等により産地の改善・形成を通じた地域特産産地の育成を推進した。

また、いぐさについては輸入品に対抗しうる国内生産体制の確立を推進した。

（3）特定畑作物等対策

雑豆、落花生、こんにゃくいも、かんしょ及びばれいしょ並びにこれらの加工品等について、消費動向の調査、新規用途の開発・普及等を推進した。

また、雑豆、落花生及びこんにゃくいもについて、産地の構造改革を加速化する観点から、契約栽培の推進、他作物への転換等による産地強化対策を緊急的に推進する特定農作物産地構造改革対策事業を措置した。

10 蚕糸業振興対策

（1）蚕糸業の動向

我が国の養蚕業は中山間・畑作地域の農業経営における重要な作目として、また、製糸業は養蚕業と絹業を結ぶ仲立ちとして、ともに地域経済に重要な役割を果たしている。

しかしながら、養蚕農家数、繭の生産量は大幅に減少し、それに伴い生糸生産量も減少してきている。また、長期にわたる「きもの」離れに加え、安価な絹製品の輸入の増加等により、生糸価格は低迷している。

ア 養蚕概要

養蚕從事者の高齢化、後継者不足による労働力事情の悪化、生糸価格の低迷等により、飼育を中止する農家や掃立規模を縮小する農家が増加したため、平成18年度の収繭量は504.7t（前年比81%）であり、蚕期別にみると春繭は209.3t（同86%）、初秋繭は122.0t（同74%）、晩秋繭は173.3t（同79%）であった。

イ 生糸需給

平成18生糸年度（平成18年6月～19年5月）の生糸供給量は、期初在庫数量9,926俵（前年比136%）に、国内生産量1,794俵（同89%）、輸入数量13,394俵（同51%）を加え、25,114俵（同70%）であった。他方、需要量は、国内生糸引渡数量16,873俵（同66%）であったため、期末在庫数量は8,241俵（同83%）となった。また、生糸価格は平均で3,257円/kg（同98%）であった。

(2) 蚕糸業構造改革への取組

養蚕業の規模が縮小を続けている状況にかんがみ、持続的な養蚕業を実現するため、3年間の構造改革を実施、3年後には国産繭の全量を需要に応じた契約生産の形態に誘導する。

具体的には、平成18年度は、国内の繭・生糸・絹織物の新たな流通経路の構築及びそれに対応した経営戦略の見直し等への取組とともに、需要に対応した製糸機械等の整備を行った。また、「今後の蚕糸業のあり方に関する検討会」を設置し、19年3月にその最終報告書をとりまとめた。

(3) 蚕糸業経営安定対策

① 取引指導繭価の確保

「生糸の輸入に係る調整等に関する法律」(昭和26年法律第310号)により、

ア 生糸の実需者輸入割当枠の弾力的調整等による生糸需給の安定
イ 国費及び輸入糸調整金を活用した機構交付金の交付事業の実施
を通じて、養蚕農家の手取り繭代である取引指導繭価を確保し、蚕糸業の経営の安定が図られた。

平成18生糸年度の取引指導繭価等については、平成18年3月に以下のとおり設定した。

取引指導繭価	1,518円／生繭kg
基準繭価(製糸支払繭代)	100円／生繭kg
実需者輸入割当枠の年間割当数量の見込み	4万俵
輸入糸調整金単価の水準	190円／生繭kg
下位指標価格	3,100円／生糸kg
上位指標価格	4,900円／生糸kg

この結果、年間平均の繭の取引価格は1,876円／kg(平成17年度1,859円／kg)となった。

② 養蚕文化継承対策

和装文化等我が国伝統文化の継承並びに地域対策の観点から明確な目標を持って養蚕産地育成に取り組む地域における稚蚕共同飼育による養蚕作業の省力化・効率化対策を実施した。

(4) 繭・生糸の国境措置

ア 繭の輸入

平成7年4月からのWTO協定実施に伴い、繭については事前確認制から関税割当制度に移行し、実需者である製糸業者に対し繭の使用実績等を勘案し割当を行っている。関税割当枠は製糸業者の経営の安定に配慮しつつ、需給動向に応じて設定しており、平成18年度の関税割当枠は、1,995tと設定した。

なお、繭の二次税率は6年間で15%引き下げられ、基準額2,968円／kgに対し平成18年度は2,523円／kg

が適用された。

イ 生糸の輸入

生糸については、平成7年度に関税相当量を支払えば誰でも輸入できる仕組みとなつたが、絹業者の経営の安定を図るため、生糸の総需要量に対して国内生産量では不足する数量について関税相当量を大幅に引き下げる実需者割当制度を設けた。

平成18生糸年度は実需者輸入割当枠3万8,000俵、輸入糸調整金単価は年間を通じて190円／kgが適用された。

なお、生糸の二次税率については、6年間で15%引き下げられ、基準額8,209円／kgに対し平成18年度は6,978円が適用された。

(5) 独立行政法人農畜産業振興機構の運営

ア 運営概況

特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月閣議決定)に即して平成15年9月に解散された農畜産業振興事業団蚕糸部門の定員、事業(生糸の短期保管を除く。)等は、同年10月に設立された独立行政法人農畜産業振興機構に承継された。

イ 事業実績

平成18事業年度の事業実績は次のとおりである。

a 生糸輸入調整業務

(a) 生糸の売渡し	0俵
輸入申告に係る買入れ、売り戻し	
買入、売戻数量	15,582俵
実需者輸入分	15,582俵
一般輸入分	0俵
b 繭糸生産流通合理化等助成事業	
(a) 蚕糸業経営安定対策事業	79,232万円
(b) 養蚕文化継承対策事業	3,802万円
(c) 蚕糸業構造改革対策事業	2,555万円

11 砂糖類対策

(1) 砂糖の需要及び価格の動向

ア 砂糖の需給

我が国の砂糖の需要量は、平成3年までは260万t台でほぼ横ばいで推移してきたが、平成4年以降加糖調製品の輸入、消費者の低甘味嗜好等を背景として減少傾向が続いており、近年は230万tを下回って推移し、平成17砂糖年度(平成17年10月～18年9月)には217万tとなった。

他方、供給量は、てん菜糖、甘しゃ糖を合わせた国内産糖が83万9千t、輸入糖が133万tとなっている。

国内産糖の産糖量については、てん菜糖は、てん

菜の生育初・中期に気温が低めに推移し降水量も少なかったため生育が停滞したものの、その後、天候が順調に推移し生育も平年並みに回復したことから、産糖量は70万7千トン、この内てん菜糖供給量は、69万9千トン（前年比89%）となった。

また、甘しゃ糖は、さとうきびの春植え時期の天候不順のため作付けが出来ない地域があったこと及び他作物への転換により、収穫面積は前年産に比べやや減少したが、一部地域では干ばつ及び台風による被害が見られたものの、台風に伴う降雨により、干ばつ被害が軽減された地域があったこと等から、132千トン（同109%）となった。

イ 糖価の動向

国際糖価は、国際需給が緩和基調にあることを反映して低水準で推移してきたが、16年から原油価格の高騰等の影響もあり、平成17砂糖年度平均のニューヨーク相場（粗糖、現物）は、ポンド当たり15.83セントとなった（前年度10.46セント）。

一方、国内糖価は、国際糖価の影響はあるものの、平成6年4月以降、四次にわたる粗糖関税の引下げ等により、近年は低下傾向で推移してきたが、16年から国際糖価の上昇等の影響を受け、平成17砂糖年度における卸売価格はkg当たり150円（東京市中相場）となった（前年度135円）。

（2）砂糖の価格調整

ア 国内産糖合理化目標価格等

平成18砂糖年度に適用される国内産糖合理化目標価格等については、「砂糖の価格調整に関する法律」（昭和40年法律第109号。以下「糖価調整法」という。）第3条、第9条、第11条及び第15条の規定に基づき、次のとおり定められた。

国内産糖合理化目標価格	t当たり14万9,500円
	（平成18年9月15日農林水産省告示第1252号）
指定糖調整率	33.98%
	（平成18年9月15日農林水産省告示第1253号）
異性化糖調整基準価格	t当たり17万310円
	（平成18年9月15日農林水産省告示第1254号）
異性化糖調整率	11.83%
	（平成18年9月15日農林水産省告示第1255号）

イ 国内産糖交付金単価

糖価調整法第21条第2項の規定に基づき、平成18砂糖年度に適用される国内産糖交付金単価は、次のとおり定められた。

てん菜糖	
てん菜原料糖以外のもの	t当たり6万2,514円

（前年比83%）

てん菜原料糖

t当たり6万4,251円

（前年比83%）

（平成18年9月15日農林水産省告示第1258号）

甘しゃ糖

鹿児島県さとうきび生産振興地域

種子島において製造されるもの

t当たり18万6,466円

（前年比95%）

奄美大島において製造されるもの

t当たり19万4,097円

（前年比98%）

喜界島において製造されるもの

t当たり18万6,929円

（前年比95%）

徳之島において製造されるもの

t当たり18万4,189円

（前年比94%）

沖永良部島において製造されるもの

t当たり18万9,939円

（前年比96%）

与論島において製造されるもの

t当たり19万4,166円

（前年比98%）

沖縄県さとうきび生産振興地域

沖縄本島において製造されるもの

（沖縄本島内において販売されるものを除く）

t当たり18万3,272円

（前年比95%）

沖縄本島以外の地域において製造されるもの

（南大東島及び北大東島を除く）

t当たり18万7,522円

（前年比95%）

南大東島及び北大東島において製造されるもの

t当たり19万1,222円

（前年比95%）

沖縄本島内において製造されるもののうち、沖縄本島内において販売されるもの

t当たり18万2,022円

（前年比95%）

（平成18年9月15日農林水産省告示第1259号）

（3）いも、でん粉対策

ア でん粉の需給

平成17でん粉年度（平成17年10月～18年9月）におけるでん粉の需要量は、300万8千t（前年比101

%) となった。

また、供給量については、国内産いもでん粉の生産がかんしょでん粉5万4千t（同102%）、ばれいしょでん粉が23万1千t（同95%）となり、コーンスターク256万1千t（同101%）、輸入でん粉14万1千t（同100%）、小麦でん粉2万1千t（同91%）を加えたでん粉の総供給量は、303万8千t（同101%）となった。

イ いも、でん粉対策

a 農産物価格安定法（昭和28年法律第225号）第5条第1項の規定に基づき、平成18年産の原料用かんしょ及びばれいしょの原料基準価格並びにこれらの作物を原料とするでん粉等の買入基準価格は、次のとおり定められた。

(a) かんしょ及びばれいしょの原料基準価格
かんしょ t当たり2万5,033円
(前年比100%)

ばれいしょ t当たり1万3,580円
(前年比100%)

(b) 買入基準価格
かんしょ生切干 t当たり9万7,934円
(前年比101%)
かんしょでん粉 t当たり13万7,511円
(前年比100%)
ばれいしょでん粉（精粉）
t当たり10万6,932円
(前年比100%)
ばれいしょでん粉（未粉）
t当たり10万5,932円
(前年比100%)

b また、かんしょの取引指導価格を3万1,030円/t（うち奨励金5,997円/t）と定めた。

c 国内産いもでん粉については、その需要の確保と価格の安定を図るため、コーンスターク用とうもろこしの関税割当制度の運用による抱合せにより消化に努めた。

ウ ぶどう糖の生産及び価格の動向

平成17砂糖年度におけるぶどう糖の生産量は8万3千t（うち、規格ぶどう糖7万t）であり、価格は120.3円/kg（含水結晶ぶどう糖、東京市中相場）であった。

エ 異性化糖の生産及び価格の動向

平成17砂糖年度における異性化糖の生産量は79万t（標準異性化糖ドライベース）であり、価格は95.8円/kg（果糖55%もの、東京市中相場）であった。

(4) 新たな砂糖・でん粉対策

砂糖及びでん粉については、17年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画に基づき、19年産から導入される新たな農業経営安定対策への転換に対応するため、

① 砂糖及びでん粉の原料作物に係る最低生産者価格を廃止するとともに、原料作物生産者及び製造事業者に対して、生産条件の格差から生じる不利を補正するための交付金を交付、

② 国内産いもでん粉の抱合せ措置に代えて、砂糖と同様の調整金制度の創設

等を行うこととされ、第164回通常国会において、これを措置するための「砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構の一部を改正する等の法律」が成立、公布された。

このうち、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょ生産者に対する支援については、北海道において輸作で生産されていること等から、担い手経営安定新法に基づく品目横断的経営安定対策において対応することとし、

一方、さとうきび及びでん粉原料用かんしょについては、零細な経営構造等を踏まえ、改正後の砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく品目別の経営安定対策として対応することとされた。

なお、具体的な支援水準については、

① 生産者に対しては、生産コストと販売収入の差額に着目して支援水準を設定すること、

② 製造事業者に対しては、最大限の合理化が実施されることを前提として、標準的な製造コストから事業者の販売収入を差し引いた額に着目して支援水準を毎年算定すること、

とされた。

12 鳥獣による農作物被害対策

平成18年度における鳥獣による農作物被害面積は、10万6千ha、被害金額は196億円となっている。このうち獣類による被害面積は6万4千ha、被害金額は135億3千万円と被害金額の約7割を占めている。作物別の被害金額では、果樹が約60億円、水稻が約43億円、野菜が約42億円となっている。被害状況については、特にイノシシ（被害金額約55億円）、シカ（同約43億円）及びサル（同約16億円）による被害が獣類による被害金額の約9割を占めるなど、中山間地域を中心に深刻となっている。

被害防止対策を推進するため、侵入防止柵等の整備とともに、県域をまたがる広域地域における被害防止

対策の推進、追い払い隊等による自衛体制の整備や普及啓発活動等地域の取組みへの支援を実施した。

また、地域における技術指導者の育成や活動を支援するため、18年度から普及指導員の資格試験において、鳥獣害対策の分野を試験選択科目に追加、鳥獣害対策の専門家をアドバイザーとして登録し、被害地域の要請に基づいて紹介する制度を18年7月より開始、イノシシ、シカ、サルの被害対策をまとめた技術指導者向けの実践的な技術マニュアル（実践編）を平成19年3月に作成し、各都道府県等に配布した。

第5節 農業生産資材対策

1 農業生産資材費低減対策

肥料、農薬、農業機械等の農業生産資材費を一層低減させるため、農業生産資材の生産、流通、利用の各段階で、関係団体及び都道府県が「農業生産資材費低減のための行動計画」（平成8年策定、13年度改定）を18年度に改定し、これに基づく①低価格資材の供給、②流通の合理化、③資材の効率利用に取り組むことを促進するとともに、以下の施策を実施し、地域や民間団体による生産資材費低減に向けた取組を支援した。

ア 稲作における生産資材費の一層の低減を図るため、モデル地区において、農業機械の稼働面積の拡大や肥料、農薬の低投入化に資する新技術の導入、組合せを核とした生産資材の合理的利用体系の確立を推進するため、新技術等の導入に必要な機械施設の整備等を推進した。

イ 生産資材の更なる低減を図るため、民間団体を活用し、機能を絞った低価格農業機械の機種拡大を促すための担い手の装備に関する意識調査等生産資材の低減に向けた新たな取組手法に関する調査・分析を推進した。

2 農業機械化対策

(1) 地域における効率利用の推進

担い手の規模拡大等に伴う労働力不足を補完する観点から、農作業の外部化による労働ピークの調整と機械利用の合理化を推進するため、耕種部門と畜産部門の多角的な農作業を行う総合コントラクター（農作業請負組織）の育成に必要な農業機械・施設等の条件整備を推進した。

(2) 地域における農作業安全対策の推進

農作業の安全を確保するため、農作業現場環境等の改善を促進させ、高齢農業者等に対する安全意識の啓

発を図るとともに農業者に対して安全指導の徹底等農作業事故防止に向けた取組を推進した。

(3) 農機具の検査・鑑定

ア 農機具の検査

「農業機械化促進法」（昭和28年法律第252号）の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研センター」という。）において、農機具製造業者の依頼に応じ、25型式の農機具型式検査を実施した。

イ 農機具の鑑定

農作業事故の防止等に資するため、生研センターにおいて、農機具製造業者の依頼に応じて、①安全鑑定については、19機種130型式、②任意鑑定については、8機種29型式の鑑定を実施した。

(4) 高性能農業機械の開発・実用化の促進

ア 生研センターにおける研究開発

(ア) 基礎・基盤研究事業

果菜類ロボット収穫技術など、将来必要とされる農業機械の開発に不可欠な高度なシーズ技術の開発等に関する研究を実施した。なお、18年度基礎・基盤研究事業において実施した主な研究課題は次のとおりである。

- а 農業機械コストの多面的分析
- б 女性及び高齢者に配慮した安全性・快適性向上技術の開発
- с 穀物衛生管理システムの開発研究
- д ロボット化・情報化による作業支援技術の確立

(イ) 次世代農業機械等緊急開発事業

「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」（平成15年7月17日農林水産省告示第1048号）に基づき、農業の構造改革の加速化、安全で安心な農畜産物の供給、持続的な農業生産及び循環型社会の形成に資する高性能農業機械の開発等を民間企業との共同研究等により実施した。

なお、18年度に次世代農業機械等緊急開発事業で実施した研究課題は次のとおりである。

- а 地域条件に即した農業への構造改革の加速化に資する機械

野菜、果樹等機械化が遅れている作目の生産における機械化一貫体系の確立、既存の機械化一貫体系の高度化及び中山間地域における農業の労働負担の軽減に資する高性能農業機械

- (а) 野菜接ぎ木ロボット用自動給苗装置

- (b) いちご収穫ロボット
- (c) 汎用型飼料収穫機
- (d) 低振動・低騒音型刈払機
- (e) 中山間地域対応型防除機
- b 安全で安心な農畜産物の供給に資する機械
 - 農畜産物の生産過程における高度な品質管理及び生産、流通及び消費の過程における情報の管理に資する高性能農業機械
 - (a) 生体情報測定コンバイン
 - (b) 牛体情報モニタリングシステム
 - (c) 乳頭清拭装置
 - c 持続的な農業生産及び循環型社会の形成に資する機械
 - 環境と調和した生産、地域資源の循環利用に資する高性能農業機械
 - (a) 環境保全型汎用薬液散布装置
 - (b) 果樹用農薬飛散制御型防除機
 - (c) 高精度畑用中耕除草機
 - (d) いも類の収穫前茎葉処理機
 - (e) せん定枝粉碎搬出機
- イ 高性能農業機械実用化促進事業
 - 農業機械化促進法に基づく高性能農業機械実用化促進事業を実施している新農業機械実用化促進株式会社において、平成18年度は、新たにいも類の収穫前茎葉処理機を実用化事業の対象とし、農業機械等緊急開発事業、21世紀型農業機械等緊急開発事業及び次世代農業機械等緊急開発事業により開発された計47機種の農業機械及び農業機械化適応農業資材の共通金型化及び共通金型の賃貸等による高性能農業機械の普及を図った。

(5) 農業機械化研修

平成18年度の農林水産省農業技術研修館における農業機械化研修受講者の実績は次のとおり。

ア 農林水産省職員研修	69名
イ 指導員（都道府県、市町村、農業関係団体職員等）養成研修	97名
ウ 合同開催研修（ア及びイ合同開催分）	53名
エ その他研修	315名
計	534名

(6) 農業資材審議会農業機械化分科会

平成18年3月14日に農業機械化分科会が開催され、平成19年度において型式検査を行う農機具の種類について、前年度と同様、10機種を検査対象とする旨の答申が行われた。

3 種苗対策

(1) 新品種の保護

ア 種苗法の一部改正等

種苗法に基づく植物新品種保護制度（品種登録制度）は、農林水産植物の育種の振興を図るため、昭和53年に植物の新品種の保護に関する国際条約に対応して発足した制度である。平成10年には、バイオテクノロジーの進展や育成者権をめぐる国際的状況の変化に対応し、育成者の権利の拡大等の措置を講ずるため、種苗法の全部改正が行われている。

しかしながら、近年、我が国の登録品種が海外に違法に持ち出され、その収穫物が違法に輸入される事例が顕在化して育成者権への社会的な関心を集めている。こうした中で種苗法を改正し育成者権の効力の対象を加工品にまで拡大し、また育成者権の存続期間を延長、育成者権侵害に対する罰則の強化を図る等の措置を講じてきている。

また、平成15年及び18年に関税定率法（関税法）が一部改正され、育成者権侵害物品が輸入禁制品、輸出禁制品に追加され、税関による水際取締りの対象とされた。

さらに、平成18年8月1日には種苗法施行規則を改正して農家の自家増殖に育成者権が及ぶ植物として58種類を追加して81種類に拡大し、育成者権の積極的な活用の基盤を整えてきたところである。

また、育成者権の保護・活用の強化を図るために育成者権者、農業生産者及び法律専門家等からなる「植物新品種の保護の強化及び活用の促進に関する検討会」を設け、①育成者権の取得促進、②育成者権侵害対策の強化、③育成者権の積極的活用、④海外における権利取得及び権利行使に向けた支援等を重点課題として、今後必要と考えられる施策を幅広く検討し、平成18年12月19日に総合戦略としてとりまとめた。

イ 品種登録

昭和53年の品種登録制度の制定以降、出願・登録される品種数は増加傾向にあり、平成19年3月末の出願累計は21,095件、登録累計は15,530件に達している。作物分野別の出願・登録状況は、草花類、観賞樹がその約8割を占めている。

ウ 出願品種栽培試験の実施

出願品種の審査に当たって、栽培試験を行う必要があるものについては、（独）種苗管理センター等において栽培試験を行うこととしている。平成18年度は（独）種苗管理センターにおいて、食用作物14品種

14点、野菜61品種、飼料作物2品種、草花・観賞樹790品種、特殊検定1品種1点の計868品種868点について栽培試験を実施したほか、(独)種苗管理センターが高知県ほか5県、鯉淵学園農業栄養専門学校に栽培試験を委託し、食用作物7品種、果樹7品種、草花15品種計29品種について実施した。

エ 種類別審査基準案の作成

植物品種保護制度の実施にあたり、出願品種の区別性等を判断する基準として農林水産植物の種類ごとの審査基準を作成する必要がある。

このため、平成18年度は、沖縄県に対し果樹2、千葉県に対し草花類2、(独)農業・食品産業技術総合研究機構に対し果樹1、全国食用きのこ種菌協会に対しきのこ2、(社)林木育種協会に対し観賞樹1、の計8種類を委託した。

オ 農業・食品産業競争力強化支援事業

急増する国際的出願に対する審査の迅速化を図るため、日本の審査基準を国際基準に調和させ、UPOV加盟国との間で審査結果の相互利用を行うことが必要である。そのため、平成19年度から、2年間ですべての審査基準を改正することとし、平成18年度においては、(社)農林水産技術情報協会において、計195植物に関する審査基準の見直しに必要な調査を実施した。

(予算額975万円)

カ 育成者権の侵害への対応

我が国の登録品種の種苗が、海外へ不法に持ち出され、その種苗を用いて生産された農産物が輸入されてくる等の権利侵害に対応するため、育成者権戦略的取得・活用支援委託事業により、中国への要請等のための育成者権保護官民合同ミッションを派遣し、品種保護制度の充実や運用の改善を働きかけた。また、農林水産物等の輸出促進支援事業のうち品種保護に向けた環境整備事業により、りんどう、きく等のDNA品種識別技術の開発を重点的に支援した。

(予算額7,242万円)

また、種苗管理センターの品種保護対策役(通称:品種保護Gメン)を4名から10名へ増員し、育成者権の保護・活用に関する相談への助言、品種類似性試験、育成者権の保護・活用に関する情報の収集と提供に加えて、新たに侵害状況記録の作成及び種苗等の寄託を実施することにより、育成者権侵害の立証を支援していく体制を強化した。

(2) 種苗の生産流通対策等

ア 種苗への表示検査等

(ア) 指定種苗制度の改正

平成15年の農薬取締法(昭和23年法律第82号)の一部改正に伴い制定された「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」(平成15年農林水産省・環境省令第5号)を生産者等の農薬使用者が確実に遵守することができるよう、食用農作物等の種苗段階で使用した農薬の有効成分名及び使用回数の表示を義務化するため、平成17年6月に種苗法施行規則の改正を行なった。併せて、食用農作物等の全ての種苗に表示義務を課すため、指定種苗の対象範囲を拡大した。

(イ) 種苗業者の届出

種苗法に基づく指定種苗を取扱う種苗業者の届出件数は、平成18年度では806件(新規744件、変更55件、廃業7件)であった。

(ウ) 指定種苗等の検査

種苗の生産及び流通の適正化を推進するため、(独)種苗管理センターにおいて、平成18年度では種苗の表示に関する検査、集取試料の検査、依頼種子の検査を実施して、優良種苗の普及促進を図った。

a 指定種苗の検査について

種苗法に基づき表示検査16,376点、集取試料の検査3,138点、野菜種子の生産等基準に関する検査として品種純度検査105点、種子検査3,138点、病害検査165点、遺伝子組換え種子検査33点

b 種苗業者等からの依頼種子検査について

国際種子検査協会が定める国際種子検査規定に準拠し、種子検査と農産種子検査報告書の発行626件、国際種子検査報告書の発行321件

c 輸出用種子の検査について

EC向け輸出野菜種子の品種維持に係る公的管理に関する要領に基づき、種子の事後検定45点

イ 優良な原原種・原種の生産及び配布

(独)種苗管理センターにおいて、馬鈴しょ、茶樹及びさとうきびの生産の基本となる優良な種苗の供給のもととなる無病化された原原種・原種の生産及び配布(平成18年度配布実績:馬鈴しょ1,356t、さとうきび263万本、茶(挿し穂)6万本)を行った。

第6節 持続性の高い農業生産の推進

環境問題に対する国民の関心が高まる中で、平成17年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画に

基づき、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換する取組を推進するとともに、地力増進対策を行った。

1 環境保全型農業の推進

(1) 農業環境規範の普及・定着の推進

農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき「環境と調和の取れた農業生産活動規範（農業環境規範）」の普及・定着を図るために、農業生産関連の補助事業等の一部において、「農業環境規範」の実践を受益者に求める等の関連付けを行った。

(2) 持続性の高い農業生産方式の導入促進

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）」に基づき、土づくりと、化学肥料・農薬の低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）の認定を促進し、平成18年度末の認定件数は12万7千件に達した。

(3) 新たな農業環境施策の検討

農業生産活動に伴う環境への負荷の大幅な低減を図る先進的な取組に対する平成19年度からの支援の導入に向けて、環境負荷低減の取組効果等の調査、分析の実施、モデル地区での交付手続きのシミュレーション等を実施した。

(4) 環境負荷低減に資する技術の開発・普及

いも類の機械茎葉処理や農薬の飛散防止のための機械・技術の開発、生物機能を活用した生産管理技術の開発、病虫害センシング（発生予察）技術の開発等を行った。

また、硝酸態窒素の溶脱や温室効果ガス等環境に負荷を与える物質の圃場レベルでの測定手法確立や環境収支の的確な評価等を行うとともに、強い農業づくり交付金により環境と調和した持続的な農業生産を推進するために必要な共同利用機械・施設等への支援を行った。

(5) 有機農業の推進

生産、流通、消費の各側面から有機農業の推進に関する施策を総合的に推進するため、平成18年12月「有機農業推進に関する法律（平成18年法律第112号）」が制定された。

本法律の制定を受け、農林水産省では平成19年1月以降に食料・農業・農村政策審議会生産分科会を開催し、「有機農業の推進に関する基本的な方針」について調査、審議を行い、同年3月に同審議会より答申を得た。

2 地力増進対策

我が国の農地の土壤は、その半分が地力水準の低い、いわゆる不良土壤であることから、これらの地域の作物の生産と土壤機能の維持・増進のための地力増進対策が必要となっている。

また、近年、化学肥料の過剰施用及び土づくりの減退による、土壤のもつ多面的な機能の低下が懸念されている。

このため、「地力増進法」（昭和59年法律第34号）に基づく地力増進地域の対策調査及び改善状況調査を行うとともに、地力増進地域における、土壤・土層改良等の土壤機能を維持・増進するための対策等を行った。

さらに、現場における土壤管理の指導等を支援するためのシステムの開発を行うとともに、土壤環境基礎調査の長期連用圃場試験のデータを元に、土づくりによる土壤の化学性や物理性に及ぼす影響と、作物の収量、品質の向上、安定性に及ぼす効果を分析、評価を実施、多様化する土壤改良資材やその他資材及び民間利用技術の実態を把握と、その施用効果等を評価するとともに多様な民間の利用技術を調査分析を行った。

第7節 畜産物の価格関連対策

1 食料・農業・農村政策審議会生産分科会 畜産部会

(1) 畜産部会の設置

平成17年9月に開催された第3回食料・農業・農村政策審議会生産分科会において、畜産部会が設置された。

(2) 畜産部会の所掌事項

畜産部会は、以下の事項を所掌することとされている。

- ア 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項のうち、畜産の生産振興に関する施策に係るものとの調査審議。
- イ 家畜改良増殖法、飼料需給安定法、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律、畜産物の価格安定に関する法律、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法及び肉用子牛生産安定等特別措置法の規定により審議会の権限に属させられた事項の処理。

(3) 畜産部会委員の構成

平成18年度の畜産部会の委員、臨時委員は以下の通りである。

（委員）

生源寺 真一 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
 伊藤 淳子 (株)エイガアル代表取締役社長
 (臨時委員)
 秋岡 榮子 経済エッセイスト
 浅野 茂太郎 日本乳業協会副会長
 阿部 亮 日本大学生物資源科学部教授
 今 克枝 酪農経営者
 加藤 和彦 北海道農政部技術普及課長
 神田 敏子 全国消費者団体連絡会事務局長
 木村 春雄 肉用牛振興基金協会理事
 近藤 康子 サントリーお客様コミュニケーション部シニアスペシャリスト
 武見 ゆかり 女子栄養大学教授
 寺内 正光 日本食肉市場卸売協会会长
 飛田 稔章 北海道農業協同組合中央会副会長
 内藤 廣信 中央畜産会常務理事
 福田 晋 九州大学大学院農学研究院助教授
 富士 重夫 全国農業協同組合中央会常務理事
 堀江 光洋 養豚経営者
 増田 淳子 ジャーナリスト
 松木 篤美 主婦連合会常任理事
 萬野 修三 肉用牛経営者
 向井 文雄 神戸大学農学部教授
 村井 弘一 日本飼料工業会会长
 森 裕司 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
 吉野 直行 慶應義塾大学経済学部教授

(4) 第1回畜産部会

平成18年7月24日に開催された第1回畜産部会においては、酪肉近代化基本方針に基づく施策の進捗状況について意見交換が行われた。

(5) 第2回畜産部会

平成19年2月23日に開催された第2回畜産部会においては、畜産をめぐる一般情勢についての意見交換が行われた。

(6) 第3回畜産部会

平成19年3月8日に開催された第3回畜産部会において、「平成19年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を定めるに当たり留意すべき事項」(諮問別記1)、「平成19年度の指定食肉の安定価格を定めるに当たり留意すべき事項」(諮問別記2)、「平成19年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を定めるに当たり留意すべき事項」(諮問別記3)について審議が行われた。

審議の後、それぞれ諮問事項に対する答申(別記4)がなされ、これに基づき慎重に検討を行った結果、19年度の加工原料乳の補給金単価等、指定食肉の安定価格、肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格が決定され、3月30日に告示された(別記5)。

(別記1)

18生畜第2529号
 平成19年3月8日
 食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣

諮 問

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)第11条第1項の規定に基づき平成19年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき平成19年度の加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(別記2)

18生畜第2541号
 平成19年3月8日
 食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣

諮 問

畜産物の価格安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第3条第1項の規定に基づき平成19年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(別記3)

18生畜第2542号
 平成19年3月8日
 食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣

諮 問

肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第5条第1項の規定に基づき平成19年度の肉用子牛の保証基準価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき肉用子牛の合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第7項の規

定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(別記4)

18食農審第67号

平成19年3月8日

農林水産大臣 殿

食料・農業・農村政策審議会会長
答 申

平成19年3月8日付け18生畜第2529号で諮問があつた平成19年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量（以下「限度数量」という。）及び加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項、平成19年3月8日付け18生畜第2941号で諮問があつた平成19年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項並びに平成19年3月8日付け18生畜第2942号で諮問があつた平成19年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項については、下記のとおり答申する。

なお、併せて別紙のとおり建議する。

記

- 1 生産者補給交付金に係る加工原料乳の限度数量及び補給金単価については、生産条件、需給事情及び物価その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
- 2 豚肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
- 3 牛肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
- 4 肉用子牛の保証基準価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
- 5 肉用子牛の合理化目標価格については、平成19年度につき試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

(別紙)

建 議

I 酪農・食肉共通

- 1 配合飼料価格の上昇に対応して、配合飼料価格安定制度の運用、青刈りとうもろこし等の高栄養作物や耕畜連携による稻発酵粗飼料等の一層の生

産拡大、放牧及びコントラクターやTMRセンターの活用等による国産粗飼料の利用、食品残さをはじめとする未利用・低利用資源の飼料化、飼料の利用効率向上のための飼養技術の普及等を推進すること。

- 2 「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」等を踏まえて、より競争力の高い畜産生産構造の確立を図るため、地域の実態に即した認定農業者の更なる増加、情報ネットワークの充実、生産性及び品質向上の基礎となる家畜改良の推進に努めること。
- 3 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく管理基準に対応するため、個別経営や地域の実情に応じ、施設整備を推進するとともに、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」を踏まえ、耕畜連携の推進等により家畜排せつ物の利活用の一層の推進を図ること。
- 4 安全な畜産物の安定供給及び生産性向上を確保するため、生産段階における衛生管理対策を徹底すること。また、高病原性鳥インフルエンザはじめ家畜の伝染病について、海外からの侵入防止、清浄化のための対策を推進すること。
- 5 WTO農業交渉やEPA交渉においては、輸出国と生産条件に大きな格差があることを踏まえ、重要品目の確保、適切な関税水準の確保等がなされるよう取り組むこと。
- 6 酪農・食肉に関する施策については、適切な広報の推進に努めること。関連対策については、その政策目的や達成度を踏まえ、適切に見直すとともに、適切な執行に努めること。

II 酪農・乳業関係

- 1 生乳需給が引き続き緩和基調にあり、19年度も減産型の計画生産が必要となっているが、北海道におけるチーズ新增設工場の稼動も踏まえ、需要の伸びが見込まれるチーズ、生クリーム、発酵乳向け生乳の供給を安定的に拡大すること。また、都府県における減産型の計画生産時の需給改善を図るとともに、広域的な生乳流通体制の確立を図ること。
- 2 牛乳乳製品の消費拡大を図るため、学術的な情報の提供等による機能性・有用性の訴求、表示の見直しとあわせた新商品の開発の促進を図ること。
- 3 消費者の酪農に対する理解醸成の推進のため、酪農教育ファームを対象とした研修や認証制度の

充実及びふれあい牧場の活用を図ること。

III 食肉関係

- 1 肉用牛生産基盤の強化及び養豚経営の体質強化を図るため、繁殖基盤の強化や生産性の向上、地域銘柄化等の推進に努めるとともに、経営安定対策を継続すること。特に肉用繁殖雌牛の増頭を図るため、繁殖経営への新規参入の促進、繁殖雌牛の導入、酪農経営や公共牧場を活用した増頭の取組等を強力に推進すること。
- 2 乳用種牛肉については、販路の開拓と定着のための総合的な生産・流通・販売対策が講じられているが、乳用種牛肉の流通実態を把握し、効果的な情報発信と認知度の向上を図ること。
- 3 科学的見地に基づき、今後とも肉骨粉等の飼料・肥料への有効利用を促進し、肉骨粉の処分経費の縮減を図ること。また、牛せき柱の適正管理に万全を期すこと。

(別記5)

農林水産省告示第407号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第11条第1項及び第2項の規定に基づき、平成19年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を次のように定めたので、同条第7項の規定に基づき、告示する。

平成19年3月30日

農林水産大臣 松岡 利勝

一 生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量

1,980千トン

二 加工原料乳の補給金単価

単 位	補給金単価
	1キログラム 10.55円

農林水産省告示第404号

畜産物の価格安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項の規定に基づき、平成19年度の指定食肉の安定価格を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき、告示する。

平成19年3月30日

農林水産大臣 松岡 利勝

一 畜産物の価格安定に関する法律施行規則（昭和36年農林省令第58号。以下「規則」という。）第3条第1項第1号の豚半丸枝肉1キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費

税額分を含む。）とする。

(一) 皮はぎ法により整形したもの

安定基準価格	365円
--------	------

安定上位価格	480円
--------	------

(二) 湯はぎ法により整形したもの

安定基準価格	340円
--------	------

安定上位価格	445円
--------	------

二 規則第3条第2項第1号の牛半丸枝肉1キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

安定基準価格	780円
--------	------

安定上位価格	1,010円
--------	--------

農林水産省告示第405号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第1項の規定に基づき、平成19年度の肉用子牛の保証基準価格を次のように定めたので、同条第8項の規定に基づき、告示する。

平成19年3月30日

農林水産大臣 松岡 利勝

肉用子牛の保証基準価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品 種	保証基準価格
-----	--------

黒毛和種	一頭につき、304,000円
------	----------------

褐毛和種	一頭につき、280,000円
------	----------------

黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、200,000円
----------------------	----------------

乳用種の品種	一頭につき、110,000円
--------	----------------

肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、175,000円
----------------	----------------

農林水産省告示第406号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第2項の規定に基づき、肉用子牛の合理化目標価格を次のように定めたので、同条第8項の規定に基づき、告示する。

平成19年3月30日

農林水産大臣 松岡 利勝

一 肉用子牛の合理化目標価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品 種	合理化目標価格
-----	---------

黒毛和種	一頭につき、267,000円
------	----------------

褐毛和種	一頭につき、246,000円
------	----------------

黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、141,000円
----------------------	----------------

乳用種の品種	一頭につき、80,000円
--------	---------------

肉専用種と乳用種の交雑の品種

一頭につき、135,000円

二 一の合理化目標価格についての肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和63年政令第347号）第2条ただし書の農林水産大臣が定める期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。

2 農畜産業振興機構の業務の運営状況

(1) 畜産物の価格安定業務

ア 指定乳製品等

18年度においては、国際約束に基づくカレントアクセス分（入札重量ベース）としてバター6,679tの輸入業務を委託し、18年度分のうち25t（売渡重量ベース）を12月に、213tを2月に、460tを3月に売渡した。売買同時入札方式によりホエイ及び調製ホエイ4,399t、デイリースプレッド2,000tの売買（入札重量ベース）を実施した。

このほか、前年度繰越分として脱脂粉乳3,289tを10月までに、バター2,730tを2月までに売渡した。

また、機構以外の者の指定乳製品等の輸入に係る買入れ・売戻し数量は349tとなった。

イ 指定食肉

18年度においては、指定食肉（牛肉・豚肉）の卸売価格が安定基準価格を上回って推移したことから、調整保管等は実施していない。

ウ 鶏卵

18年度の鶏卵の卸売価格は、堅調に推移したことから調整保管は実施していない。

(2) 助成業務

ア 学校給食用牛乳供給事業

18年度の学校給食用牛乳供給事業については、学校給食用牛乳の供給の合理化、安全性の向上、酪農・乳業に関する普及啓発等の取組に対して17億7,761万円の助成を行った。

イ 畜産業振興事業

18年度の価格関連対策等に係る畜産業振興事業については、畜産環境対策事業、加工・流通・消費拡大対策事業、経営対策事業等39事業に対し、補助事業として526億5,922万円の補助を行った。

(3) 加工原料乳生産者補給金交付業務

18年度の加工原料乳生産者補給交付金については、加工原料乳の限度数量203万tに対し、203万tを対象に211億8,658万円（単価10円40銭/kg）を交付した。

(4) 加工原料乳生産者経営安定対策事業の実施

加工原料乳の価格が低下した時に補てん金を交付する加工原料乳生産者経営安定対策事業については、平

成18年度末時点で、基金総額78億1,187万円うち、58億1,466万円を措置した。

(5) 肉用子牛生産者補給金等交付業務

18年度の生産者補給金は、「その他肉用専用種」については621頭を対象に255万円、「乳用種」6万5,857頭を対象に6億7,833万円、合計6億8,087万円を交付した。

(6) 主要な畜産物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供に関する業務

畜産物の適切な価格形成、我が国畜産の体質強化等に資するため、海外、国内の主要な畜産物の生産及び需給等に関する情報を収集・整理し、月報「畜産の情報」等により畜産関係者に提供した。また、インターネットや通信衛星等を利用して情報提供を行うとともに、食に関するフォーラムを開催した。この経費の総額は3億3,282万円であった。

第8節 牛乳乳製品対策

1 牛乳乳製品の需給

17年度については、生乳生産量は、16年度の記録的な猛暑の影響の反動や分娩時期の遅れから、秋以降生産量が回復した一方で、生乳需給の緩和から一部の地域において年度末に生産抑制対策を実施したこと等により、16年度を0.1%上回り、829万tとなった。牛乳等向け処理量は、豆乳類、野菜飲料等の他飲料との競合等により、16年度を3.3%下回った。その結果、乳製品向け処理量は16年度を5.2%上回り、347万tとなった。脱脂粉乳については、生産量が増加した一方で、消費量が脱脂粉乳過剰在庫処理対策実施量が前年度より多かったことにより増加し、在庫量は減少した。バターについては、特定乳製品向け生乳が増加したことにより生産量が増加し、消費量は輸入乳脂肪調製品の普及等により減少したため、在庫量は増加した。

18年度については、生乳生産量は、減産型計画生産となったことから、17年度を2.5%下回り、809万tとなった。牛乳等向け処理量は、野菜飲料等の他飲料との競合に加え春から夏にかけての天候不順等により、17年度を2.5%下回った。また、生乳生産量の減少により、乳製品向け処理量も17年度を2.4%下回り、339万tとなった。脱脂粉乳については、脱脂粉乳過剰在庫処理対策実施量が前年度より少なかったことに加え、天候不順等による飲料メーカー向け需要の減少等により消費量が減少したものの、特定乳製品向け生乳の減少により生産量も減少したことから、結果として在庫量は

減少した。バターについては、特定乳製品向け生乳の減少により生産量が減少した一方で、輸入乳脂肪調製品の普及等により需要が減少した前年同期の反動や高級洋菓子向け等の小物需要が堅調であったことから消費量が増加し、在庫量は減少した。

2 牛乳乳製品の流通対策

(1) 生乳流通対策

生乳の生産・流通の一層の効率化、国産の牛乳・乳製品の安全・安心の確保等の取組を推進するため、下記の事業を行った。

ア 生乳需給調整推進

指定生乳生産者団体の行う生乳受託販売、生乳計画生産、集送乳の合理化および生乳取引等の円滑な推進を図るための会議開催、情報収集、解析、指導。

イ 乳質管理指導推進

生乳の安全・安心にかかる生産段階での総合的な乳質管理体制の整備のため、生産者団体、乳業者団体、学識経験を有する者等からなる全国会議開催等、地域研修会を通じた普及定着等。

(2) 牛乳販売店価格動向調査

飲用牛乳等の小売価格や今後の需要見通しなど、牛乳小売の実態を把握し、小売段階における流通合理化及び消費拡大の推進に資するための基礎資料を作成することを目的として、全国の牛乳小売店1,200店舗余を対象として、牛乳類の仕入・販売価格、販売数量、需要見通し等について調査を行った。

(3) 乳製品流通価格調査

指定乳製品の価格が著しく騰貴、または下落した際に行う需給調整の発動基準となる価格の基礎資料とするほか、酪農行政に必要な乳製品流通価格を把握するため、全国主要都市に所在する乳製品の製造業者、卸売業者等を対象として、その仕入れ及び販売価格について、毎月調査を行った。

3 乳業の合理化対策

国際化の進展を踏まえた乳業工場の再編・合理化、生乳流通の合理化を推進するための施設の整備等を支援するため、乳業再編整備等対策事業の予算を措置し、牛乳乳製品の製造販売コストの低減と乳業工場の衛生管理水準の高度化を推進した。また、当該事業を具体化するために、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に基づく「乳業再編ビジョン」及び「飲用牛乳工場の再編整備」等の検討等を行った。

第9節 食肉鶏卵対策

1 食肉等の需給及び価格の推移

(1) 牛 肉

18年度の国内生産量は、乳用種の出荷頭数の減少等により、対前年度比0.5%減の34万6千t（部分肉ベース）となった。

輸入量は、18年7月に米国産牛肉の輸入手続きが再々開されたこと等から、対前年度比2%増の46万7千t（部分肉ベース）となった。

卸売価格は、前年度が高水準であったことや天候不順の影響により消費が伸び悩んだこと等から、対前年度比3.3%低下した。

小売価格（東京）は、国産牛肉「ロース」については前年度をやや上回り、輸入牛肉「ロース」については前年度並であった。

(2) 豚 肉

18年度の国内生産量は、対前年度比0.5%増の87万4千t（部分肉ベース）となった。

輸入量は、期首の在庫水準が高かったこと等から、対前年度比16.2%減の73万7千t（部分肉ベース）となった。

卸売価格は、米国産牛肉の輸入停止措置の影響等により、前年度をわずかに上回った。

小売価格（東京）は、国産豚肉「ロース」は前年度並みとなった。

(3) 鶏 肉

18年度の国内生産量は、前年をやや上回る134万t（骨付きベース）となった。

18年度の輸入量は、期首の在庫水準が高かったこと等から、前年度を大幅に下回る35万t（実量ベース）となった。

卸売価格は、国内生産量の増加等により、もも肉、むね肉ともに前年度を下回った。

(4) 鶏 卵

鶏卵の国内生産は、15年度に価格が大きく低迷した反動から、生産者が減羽等に努めたことにより16年度は減少したが、18年度は前年度をやや上回る251万4千tであった。

卸売価格は、15年度に価格が大きく低迷した反動から、生産者が減羽等に努めたことにより、16年秋以降、例年より高水準で推移したが、17年度以降、落ち着きを取り戻しており、18年度価格（全農たまご東京Mサイズ）は、184円/kg（対前年比98.9%）であった。

表7 食肉・鶏卵の需給の推移

(枝肉ベース、単位: t、%)

年度	区分	牛 肉	豚 肉	馬 肉	羊 肉	鶏 肉	合 計	鶏 卵
13	生 産 量	470,033	1,231,488	6,079	270	1,216,416	2,924,286	2,519,088
	輸 出 量	587	537	0	0	2,834	3,958	210
	輸 入 量	867,914	1,033,809	14,611	44,480	701,791	2,662,605	114,484
	計	1,337,360	2,264,760	20,690	44,750	1,915,373	5,582,933	2,633,362
	指 数	221.8(24)	138.4(41)	23.1(0)	28.3(1)	159.9(34)	151.5(100)	129.0
14	生 産 量	519,665	1,245,765	7,175	191	1,229,089	3,001,885	2,529,424
	輸 出 量	60	123	0	0	2,646	2,829	1,844
	輸 入 量	762,874	1,067,861	9,457	43,262	661,961	2,545,415	119,618
	計	1,282,479	2,313,503	16,632	43,453	1,888,404	5,544,471	2,647,198
	指 数	212.7(23)	141.4(42)	18.5(0)	27.5(1)	157.7(34)	150.5(100)	129.7
15	生 産 量	504,768	1,275,305	7,436	173	1,238,888	3,026,570	2,530,372
	輸 出 量	69	90	0	0	2,695	2,854	2,057
	輸 入 量	742,994	1,112,421	11,657	38,914	584,715	2,490,701	110,483
	計	1,247,693	2,387,636	19,093	39,087	1,820,908	5,514,417	2,638,798
	指 数	206.9(23)	145.9(43)	21.3(0)	24.7(1)	152(33)	149.6(100)	129.3
16	生 産 量	508,494	1,263,098	7,144	199	1,241,981	3,020,916	2,480,752
	輸 出 量	141	22	0	0	693	856	600
	輸 入 量	643,376	1,231,987	13,551	44,768	560,900	2,494,582	134,342
	計	1,151,729	2,495,063	20,695	44,967	1,802,188	5,514,642	2,614,494
	指 数	191(21)	152.5(45)	23.1(0)	28.5(1)	150.5(33)	149.7(100)	128.1
17	生 産 量	497,277	1,242,323	7,087	186	1,292,981	3,039,854	2,482,643
	輸 出 量	73	76	0	0	2,174	2,323	816
	輸 入 量	654,433	1,255,956	13,894	58,332	679,105	2,661,720	150,960
	計	1,151,637	2,498,203	20,981	58,518	1,969,912	5,699,251	2,632,787
	指 数	191(20)	152.7(44)	23.4(0)	37(1)	164.5(35)	154.7(100)	129.0
18 (概数)	生 産 量	494,648	1,248,906	6,447	160	1,339,524	3,089,685	2,514,148
	輸 出 量	142	630	0	0	2,500	3,272	666
	輸 入 量	667,481	1,052,806	11,442	49,322	589,092	2,370,143	121,506
	計	1,161,987	2,301,082	17,889	49,482	1,926,116	5,456,556	2,634,988
	指 数	192.7(21)	140.6(42)	19.9(0)	31.3(1)	160.8(35)	148.1(100)	129.1

資料：農林水産省「畜產物流通統計」、財務省「日本貿易統計」

注1：牛肉、豚肉、馬肉、羊肉は枝肉ベース、鶏肉は骨付きベースに換算。

2：食肉の輸出入量は、枝肉、骨付き肉、骨付きでない肉、くず肉等を集計。

また、牛肉には煮沸肉、鶏肉には家禽肉、七面鳥を含む。羊肉には山羊肉を含む。

3：平成6年度より輸入量には加工調整品等を含む。

4：計は生産量-輸出量+輸入量。

5：指数は55年度を100とした指数であり、同欄の()は合計を100とした品目別構成比である。

6：平成17年度は概数值。

2 食肉等の流通対策

(1) 国産食肉产地体制整備

我が国の食肉処理体制の強化を図るため、産地ごとに、当該地域の肉用牛等の振興方策を踏まえ、その食肉としての処理加工・販売に関する総合的な産地体制の整備構想を作成するとともに、最新鋭の高度に衛生的な設備を導入して低コストで大量処理を行う先進的な食肉センター及び食鳥施設の整備と、これに対応した効率的な集荷体制を整備した。

(2) 家畜市場近代化整備

肉畜の生産状況及び交通事情等の変化に対応して、機能高度化等を図り、市場取引量の増加、取引方法の合理化等家畜の公正円滑な取引及び適切な価格形成を確保し、肉畜流通の近代化及び合理化を行った。

(3) 鶏卵処理施設整備

鶏卵処理施設における処理の効率化、品質の向上、機能の向上・改善等のための施設整備を行った。

表8 食肉加工品生産量の推移

(単位:千t)

	ハム	ベーコン	ソーセージ	計
10年度	152(100)	77(98)	295(98)	525(99)
11年度	153(101)	77(100)	294(100)	525(100)
12年度	149(97)	78(100)	292(99)	519(99)
13年度	146(98)	76(98)	297(102)	518(100)
14年度	138(95)	73(96)	288(97)	498(96)
15年度	139(101)	71(98)	284(99)	494(99)
16年度	140(101)	76(107)	286(101)	502(102)
17年度	139(99)	77(101)	279(98)	495(99)
18年度	135(98)	79(102)	274(98)	487(97)

3 食肉、鶏卵等の価格安定対策

(1) 肉用子牛生産者補給金制度

平成3年度からの牛肉の輸入自由化に対応して、肉用牛経営の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)に基づいて、肉用子牛価格が異常低落した場合に生産者補給金を交付する「肉用子牛生産者補給金制度」を2年度より実施するとともに、輸入牛肉等の関税収入を財源とした助成措置を講じている。

表9 食肉・鶏卵の価格の推移

(単位:円)

	牛 肉		豚 肉		鶏 肉		鶏 卵	
	卸売価格	小売価格	卸売価格	小売価格	卸売価格	小売価格	卸売価格	小売価格
10	1,047 (90)	736 (104)	455 (94)	237 (100)	234 (101)	116 (102)	170 (89)	283 (93)
11	1,044 (100)	729 (99)	444 (98)	233 (98)	237 (101)	116 (100)	200 (118)	315 (111)
12	1,126 (108)	739 (101)	440 (99)	230 (99)	238 (100)	116 (100)	185 (93)	310 (99)
13	727 (65)	775 (105)	498 (113)	232 (101)	239 (100)	120 (103)	164 (89)	300 (97)
14	928 (128)	813 (105)	469 (94)	235 (101)	241 (101)	125 (104)	172 (105)	— —
15	1,030 (111)	840 (103)	444 (95)	236 (100)	240 (100)	124 (100)	140 (81)	181 —
16	1,223 (119)	833 (99)	476 (107)	240 (102)	240 (100)	123 (99)	205 (146)	219 (121)
17	1,308 (107)	845 (101)	472 (99)	239 (100)	239 (100)	123 (100)	186 (91)	221 (101)
18	1,260 (96)	863 (102)	477 (101)	239 (100)	241 (101)	123 (100)	184 (99)	216 (98)
18.4	1,358 (101)	848 (103)	454 (105)	239 (100)	238 (100)	124 (101)	184 (77)	209 (83)
5	1,275 (98)	848 (103)	480 (91)	239 (99)	238 (100)	122 (98)	184 (83)	218 (87)
6	1,214 (99)	844 (101)	573 (109)	237 (100)	238 (100)	122 (99)	171 (89)	209 (90)
7	1,197 (94)	860 (100)	548 (105)	238 (100)	237.8 (99)	124 (102)	154 (99)	205 (94)
8	1,203 (96)	864 (102)	507 (103)	240 (101)	238 (100)	124 (102)	158 (109)	201 (100)
9	1,248 (94)	868 (103)	490 (96)	242 (101)	239 (100)	122 (100)	187 (107)	221 (102)
10	1,262 (97)	866 (103)	404 (96)	238 (99)	239 (100)	123 (100)	204 (107)	224 (100)
11	1,312 (100)	862 (102)	447 (110)	239 (100)	238 (99)	124 (102)	208 (110)	222 (102)
12	1,323 (95)	859 (98)	483 (96)	239 (101)	241.6 (101)	122 (100)	226 (114)	232 (105)
19.1	1,227 (94)	884 (103)	416 (93)	240 (100)	246.6 (103)	124 (100)	157 (101)	215 (111)
2	1,239 (98)	867 (104)	445 (99)	239 (99)	247 (104)	123 (100)	193 (102)	218 (101)
3	1,218 (90)	888 (104)	480 (112)	241 (100)	246 (103)	123 (102)	183 (101)	220 (103)

資料: 卸売価格は農林水産省統計情報部「畜産物流通統計」、但し鶏肉は「日本経済新聞」。

小売価格は総務省「小売物価統計報告書」。

注1: () 内は対前年比 (%)。

2: 卸売価格は東京における1kg当たりの価格である。

3: 鶏卵の卸売価格は消費税を含まない。

4: 小売価格は東京都区部の100g当たりの価格であり、基本銘柄は、牛肉及び豚肉はロース、鶏肉はもも肉、鶏卵はLサイズ10個。但し、鶏卵は平成14年7月にMサイズ1kgからLサイズ10個へ基本銘柄の改正があり、14年平均及び14年7月～15年6月の価格は前年と連続しないため前年比は算出していない。

(2) 鶏卵価格安定対策事業

鶏卵の価格安定については、従来から社団法人全国鶏卵価格安定基金及び社団法人全日本卵価格安定基金が鶏卵生産者と生産者団体の積立てにより、鶏卵価格の異常低落時における価格差補てんを行ってきているが、50年度以降は、補てん財源の一部を助成している。

第10節 帯産経営対策

1 産地競争力の強化に向けた総合的推進

(1) 「強い農業づくり交付金」のうち畜産生産基盤育成強化

地域内一貫生産体制の確立や、効率的生産のための外部化・分業化のための施設等の整備、畜産経営を円滑に継承するための離農跡地等の条件整備、畜産への新規就農希望者のための研修施設の整備を推進とともに、哺乳ロボットを活用した超早期離乳等の新たな生産方式の普及や、子牛生産部門の協業化、地域の核となる協業法人経営体育成のための施設等の整備の支援を行った。

(2) 農業・食品産業競争力強化支援事業（広域連携生地競争力強化支援事業）のうち畜産生産基盤育成強化

ア 整備事業

都道府県域を越える広域的な取組、特に先進的で全国に実用化の事例がない初めての取組等に対し、国が直接補助金を交付し、家畜飼養管理施設等の整備の支援を行った。

イ 事業推進

a 経営技術の高度化推進

畜産経営の支援をサポートするため、戦略・評価会議を設置し、支援のための企画検討及び方針決定、必要な調査・分析を行った。さらに、戦略・評価会議で企画検討及び方針決定されたものを具体化するため、中央専門委員会を設置し、専門家集団の組織化・人材育成、支援システムの構築等を行い支援活動をサポートとともに、指導用資料等の作成等を行った。

b 生産・経営情報中央データベースの構築等

都道府県の効率的な経営支援活動を支援するため、必要なシステムの開発・提供、全国の先進的畜産経営状況等のデータの整備・提供等を行うとともに、経営情報利用ツールの活用に関する研修等を実施し利用の普及を図った。

c 産地リーダー養成研修会・経営者交流会等

地域活性化に貢献するリーダー的経営者を養成するため、経営管理者、経営技術者としてのスキルアップを図るための養成研修を行うとともに、リーダー間またはリーダーとその他の経営者による先進生産・経営技術の交流やネットワーク化を推進するための交流会を開催した。

d 畜産情報ネットワーク（LIN）推進

畜産情報ネットワーク推進を図るため、推進会議の開催、情報提供用機器の整備、生産・消費情報の提供推進、研修会の開催、各種調査を実施し、生産者、消費者等に対し迅速な畜産関係情報の提供を行った。

e 畜産関係情報相互交流体制推進

畜産物の生産について理解の推進等を図るため、現地交流、ITを活用した消費者と生産者の情報交流システムの整備、情報提供等を行った。

f 畜舎建築に係る関連基準の検討

畜舎・堆肥舎の建築コストを低減するため、学識経験者等による「畜舎建築に係る関連基準等に関する検討会」を開催して、畜舎等建築関連基準の検討、建築部材の構造強度等に係る調査試験、畜舎建築の実態調査等を検討するとともに、畜舎等建築基準の緩和に関するパンフレットを作成し、普及啓発を行った。

g 畜産経営の総合的な改善を図るための指導等

基礎的な経営・財務管理指導、土地・施設等を円滑に経営継承を行うための経営・財務等に係る特別相談活動及び経営を中止する畜産経営を継承した新規就農者等が早期の経営安定を図るための経営・技術指導等を行った。

2 バイオマスの環づくり交付金（うち畜産関係）家畜排せつ物利活用施設の整備

地域ごとの実情に応じて、家畜排せつ物等有機性資源の利活用に必要な肥料化施設等の共同利用施設及び肥料散布機械等の共同利用機械の整備等を実施した。18年度については、29地区で実施した。

3 帯産経営関係主要資金の融通

(1) 農業近代化資金

昭和36年に制定された農業近代化資金は、農協系統資金等に利子補給を行い、資金を農業部内に環流させ、民間金融としての自主性に委ねつつ、農業経営の近代化に資すると認められる施設資金等の供給を行うことを目的に創設された。

平成17年度には国及び地方公共団体を通じた財政改

革（三位一体改革）のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、都道府県が行う利子補給に係る政府の助成が廃止・税源移譲し、都道府県の責任において実施することとなった。

表10 農業近代化資金融資実績

(単位：百万円)

区分	14年度	15年度	16年度	17年度※
畜産関係				
施設等	4,442	9,964	7,501	—
農機具等	1,043	1,072	1,144	—
家畜購入	8,327	10,309	11,063	11,397
(うち肥育素畜等)	6,999	8,215	8,804	
家畜育成	77	241	459	—
(うち肥育牛)	49	145	376	—
その他の	0	0	0	—
(計)	13,889	21,586	20,168	—
資金総額	52,935	61,074	56,211	51,003

※平成17年度から「家畜購入」以外の区分は不明。

表11 農業近代化資金による家畜購入等の内訳※

(単位：百万円)

区分	14年度	15年度	16年度
家畜導入資金			
乳牛	1,110	1,647	1,684
乳牛以外の牛	163	369	525
豚	55	78	6
馬、めん羊、山羊	0	0	44
肥育牛	6,939	8,058	8,733
肥育豚	0	16	0
鶏	60	121	41
特用家畜	0	20	30
(計)	8,327	10,309	11,063
家畜育成資金			
乳牛	22	7	2
繁殖豚	0	15	22
繁殖用肉牛	6	74	59
肥育牛	49	145	376
(計)	77	241	459

※平成17年度から畜種ごとの内訳は不明。

(2) 畜産経営環境調和推進資金

11年度に家畜排せつ物法が制定され、家畜排せつ物の処理・利用のための施設・機械等の整備を円滑に行うため、畜産経営環境調和推進資金を融通している。

18年度の融資実績は2件、9千800万円であり、その内訳は、処理高度化施設3千700万円、共同利用施設6千100万円であった。

(3) 農業経営基盤強化資金

(スーパーL資金)

本資金は6年度に創設され、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の育成に資するため、農業経営

基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、計画に即して規模拡大その他の経営展開を図るために必要な資金を融通している。

18年度の畜産関係融資実績は、804件、341億円で、前年度と比べて90億円減少した。

また、畜産関係融資は融資額全体の65.3%を占め、その内訳は、酪農21.6%、肉用牛14.2%、養豚13.0%、養鶏10.7%であった。

(4) 農業改良資金

59年度に畜産振興資金供給事業として発足した畜産振興資金は、60年度に、農業改良資金のうち合理的な農業の生産方式を図るための資金（生産方式改善資金）に組み入れられ、その後、61、元、4、7、13年度には、資金内容の拡充が図られた。

14年度には、分かりやすく、使いやすい資金制度とするための各種制度資金の抜本的見直しにより、国が指定する特定の農業技術を導入するための資金から、担い手の創意工夫により新作物や新技術の導入などにチャレンジするための資金に変更され、それに伴い、畜産振興資金等の作目別資金は廃止された。また、都道府県からの直接貸付けに加え、民間金融機関からの貸付けを追加するとともに、民間金融機関からの貸付については、農業信用基金協会による債務保証の対象とするなどの措置が講じられた。

平成16年度には、農作業受託に必要な資金が貸付対象に追加され、また就農計画の認定を受けた農業法人等に償還期間の特例措置が設定された。

平成18年度には一定要件を満たす集落営農組織を貸付対象者に追加した。

第11節 畜産技術対策

1 家畜改良増殖対策事業

(1) 乳用牛改良増殖推進

ア 乳用牛改良体制強化

我が国の乳用牛改良体制の強化を図るため、中央及び都道府県の乳用牛改良関係団体、行政機関、農業団体、学識経験者等で構成される全国乳用牛総合改良推進対策協議会を開催し、牛群検定と後代検定の総合的な推進方策について検討した。また、地域における乳用牛改良の指導者を育成するため、乳用牛改良地域指導者研修会を開催した。

イ 乳用牛群検定普及定着化

乳用雌牛の的確な選抜淘汰や飼養管理の改善を通じ、泌乳能力の向上、乳質の改善、選択的利用を促

進し、酪農経営の改善に大きな役割を果たしてきた乳用牛群検定について、さらに生産性の向上によるコストの低減等を図るため、非検定参加農家の参加促進を一層強化し普及率向上を図り、牛群検定データを利用した指導体制の強化等を推進した。また、自動搾乳システムを用いた酪農経営における泌乳能力の検定手法や遺伝的能力評価への活用などについても検討した。

18年度末現在、46都道府県で、合計10,680戸の農家の561,892頭の牛が能力検定に参加しており、検定頭数でみた普及率は55.6%であった。

ウ 乳用種雄牛後代検定推進

乳用種雄牛後代検定事業は、昭和59年度から牛群検定農家を活用したフィールド方式により全国統一で実施してきたが、改良速度をさらに向上するためには、候補種雄牛の質的向上を図り、成績上位の検定済種雄牛を少数精録で利用する必要があることから、より高能力が期待できる候補種雄牛185頭を2期に分けて調整交配するとともに、検定済種雄牛については、総合指数上位40位の利用を推進した。また、改良体制の強化を図るために国際機関（インターブル）の行う種雄牛の国際評価に参加している。

なお、国内で供用されている種雄牛は、ほぼすべてが本事業による検定済種雄牛となっている。

（2）肉用牛改良増殖推進

肉用牛の育種改良体制の強化を図るため、優良な育種資源の広域的な利用と全国規模での評価体制の構築に向けた会議を開催した。

また、肉用牛の改良を図るため、肉用牛検定施設及び和牛受精卵供給施設の整備を推進した。

（3）中小家畜改良増殖推進

豚については、改良施設の整備、遺伝的能力評価の普及・推進を実施するとともに、改良増殖体制の強化を図るため、「豚改良体制整備中央推進検討会」を開催した。

鶏については、高品質鶏作出のための改良、特性調査、育種改良関連新技術の実用化を行う整備事業を実施した。

（4）馬改良推進

馬の改良増殖を図るため、馬産技術向上のための研修会を開催するとともに、馬の育成施設の整備を推進した。

2 畜産新技術実用化対策事業

（1）家畜個体識別情報活用促進

ア 農家等で整備した飼料給与台帳を基に飼養給与履

歴等の付加価値情報を収集し、消費者等がインターネットを通じて、個体識別データベースの個体識別情報検索からこれら情報を検索できる「飼養管理情報提供データベース」の管理及び運営を行い、食の安心情報としての給与飼料情報等の提供を行った。

さらに、「飼養管理情報提供データベース」とリンクしている、給与飼料の製品名から原材料名等を検索するための「製造飼料データベース」の運営を行った。

イ 個体識別情報の有効活用を図るため、農協等の既存システムの牛個体情報を個体識別番号で連携させるシステム（人工授精システム）のモデル実証を行った。

（2）受精卵移植普及定着化

受精卵移植技術の一層の普及・定着化を図るため、学識経験者、行政機関、関係団体等から構成される受精卵移植技術推進委員会を開催し、受精卵移植技術の普及・定着及び関連新技術の技術開発に関する事項について検討・協議を行うとともに、国内外の受精卵移植技術に関する現地調査、調査結果の広範な活用のための広報活動等を行った。

（3）DNA育種基盤確立

DNA解析技術を活用した家畜の育種手法の開発とその利用を図るため、都道府県等との協力・連携の下、DNA解析用サンプルの採取、疾病等に関するデータの収集、経済形質等に関与するDNAマーカーの特定や有効性の検証を行った。

また、DNA育種技術の利用法等についての検討や利用推進を図るため、各種委員会を開催するとともに、都道府県が行うDNA育種技術開発や技術者養成に対する技術的な支援を行った。

3 中央畜産技術研修

国及び都道府県等の畜産関係職員等を対象とした中央畜産技術研修会を独立行政法人家畜改良センター中央畜産研修施設（福島県西白河郡西郷村）において実施した。

本研修は、都道府県、市町村、地方農政局、畜産関係団体及び独立行政法人家畜改良センター等の畜産関係職員を対象として畜産に関する高度の知識及び技術の習得並びに指導能力を向上させることを目的としている。具体的には、技術職員の再訓練のための専門技術研修や畜産に関する高度な学理、新技術を修得させるための研修等を実施した。

また、都道府県の職員においては、各都道府県段階において実施する畜産技術研修会の主要な講師として

本研修を反映した研修を行うことにより、新しい技術が速やかに全国各地に浸透するようにしている。

18年度は、新任畜産技術職員、畜産行政、管理者、畜産物のリスク管理、畜産経済、畜産新技術A・B、酪農、肉用牛、養豚、養鶏、畜産統計処理、飼料A・B、自給飼料A・B、畜産環境保全(I)(II)、畜産会計、畜産経営診断A・B、公益法人会計、畜産施設・機械、畜産経済、時事問題の各部門(20講座)について短期研修(各3~12日間延べ98日)を実施し、合計744名が受講した。

第12節 飼料対策

1 自給飼料対策

草地開発整備対策

(1) 草地開発整備関係調査

ア 草地整備等技術指針作成調査

草地の開発・整備に関する技術的課題の解決及び事業コストの縮減に資する技術の評価導入等に取り組み、その成果を「草地開発整備事業計画設計基準」等に反映させるための調査を実施した。

(予算額3,200万円)

イ 草地整備等基礎調査

草地開発整備事業等を巡る情勢の変化に伴う新たな課題について対応策を見いだし、事業制度への迅速な反映等を図るための調査を実施した。

(予算額2,920万円)

ウ 土地資源活用飼料基盤拡大基本調査

飼料生産基盤の面的拡大のため、飼料供給源となる土地資源について、活用の実態を調査し、利用上の権利調整等の問題について解決策を検討するとともに、飼料基盤としての利用を図るための基本構想及び整備手法を策定するための調査を実施した。

(予算額4,800万円)

エ 畜産環境基本調査

混住化地域や環境規制地域において、畜産経営が周辺の環境に及ぼす影響等を調査し、家畜排せつ物の土地還元利用による土地生産力の増強と畜産経営の合理化を図るための方策を見いだし、周辺地域と調和のとれた畜産経営の健全な発展を図るための調査を実施した。

(予算額5,600万円)

オ 草地基盤再編整備基本調査

地域の畜産情勢の変化等を踏まえ、土地利用の再

編を基本とした草地基盤及び地域畜産の再編整備を促進するための調査を実施した。

(予算額2,400万円)

カ 畜産基盤活性化整備調査

畜産公共事業で整備し、利用率が低下している公共牧場や共同利用施設等を対象として、①利用者自らの分割管理・利用を前提とした公共牧場施設等の更新方策の検討、②外部化組織体の利用を前提とした共同利用施設の有効活用方策の検討を行うことにより、これらの牧場・施設の有効活用を促進するとともに、作業の外部委託を前提とした飼料基盤や利用施設の適正配置等の調査を実施した。

(予算額3,500万円)

(2) 草地畜産基盤整備事業

草地畜産基盤の開発整備を総合的に推進するため、次の事業を119地区で実施した。(国庫補助金125億9,880万円)

ア 都道府県営草地整備事業

(ア) 担い手中核型(北海道のみ)

北海道における老朽化した草地について、大型機械化体系に対応した効率的な草地への変換を図るため、起伏修正や排水改良等の整備を実施した。

a 事業の規模

(a) 事業完了後の受益面積が500ha以上(中山間地域250ha以上)

(b) 事業参加者に占める担い手農家のシェアが事業完了時で、おおむね1/3以上

b 補助率50%

(イ) 公共牧場中核型事業

事業地区内の公共牧場の役割分担の明確化を図り、再編整備を行うとともに周辺農家の草地等の一体的な整備を実施した。

a 事業の規模

(a) 公共牧場の既存草地面積がおおむね、北海道250ha以上(中山間地域125ha以上)、都府県100ha以上(中山間地域50ha以上)

(b) 事業終了後の受益面積がおおむね、北海道300ha以上(中山間地域150ha以上)、都府県60ha以上(中山間地域30ha以上)

(c) 完成年度から起算して5年以上経過していること

b 補助率50%

イ 畜産担い手育成総合整備事業

(ア) 担い手支援型事業

担い手への飼料生産基盤の利用集積とあわせて、草地整備改良、関連する草地造成改良、野草

地整備改良、放牧用林地整備及び附帯する施設の整備等を行った。

a 事業の規模

次のすべての要件を満たすこと

- (a) 担い手への土地利用の集積（作業受託を含む）の増加率が家畜飼養頭数の増加率を上回ることが確実であること。ただし、その土地の利用集積の増加率がおおむね25%以上。
- (b) 事業完了後の受益面積がおおむね30ha（北海道200ha）以上

b 補助率 50%

(イ) 再編整備型事業

担い手を主体とした畜産主産地の形成又は再編整備等を図るため、基本施設整備及び農業用施設整備等を行った。

a 事業の規模

次のすべての要件を満たすこと

- (a) 事業参加者が10人（中山間地域5人）以上
- (b) 家畜飼養頭数（肥育豚換算）がおおむね2,000頭（中山間地域1,000頭）以上の地区であって、事業完了後においておおむね3,000頭（中山間地域1,500頭）以上に増加することが確実と見込まれる地区
- (c) 事業完了後の地区において担い手に係る畜産物生産がおおむね1/2以上
- (d) 事業完了後の受益面積がおおむね30ha（中山間地域15ha）以上

b 補助率 50%（離島55%、沖縄・奄美2/3）

ウ 草地林地一体の利用総合整備事業

中山間地域等において、林地や草地等農用地を谷を単位とした土地利用体系に再編整備し、畜産の活用の促進等効率的な営農体系の構築を行った。

(ア) 事業の規模

・対象地域要件：次の全てを満たすこと

- ① 中山間地域関係5法（山振法、過疎法、半島法、離島法、特定農山村法）指定地域であること
- ② 酪肉近代化計画策定市町村であること
- ③ 家畜飼養頭数（豚換算）1,000頭以上
- ④ 次のいずれかを満たすこと
 - a 林野率が75%以上
 - b 畦の面積のうち勾配15度以上の面積が1/2以上
 - c 田の面積のうち勾配1/20以上の面積が1/2以上
 - d 積算気温が著しく低く、かつ大家畜頭数が

都道府県平均以上で、かつ林野率50%以上等

・実施地区要件：次のすべてを満たすこと

- ① 林地と草地等農用地が混在し、これらの土地の一体的再編整備により畜産的利用の促進が見込まれること
- ② 草地、林地等の受益面積が30ha（林野率が高い地域等にあっては15ha）以上、気候的条件の厳しい地域にあっては60ha以上
- ③ 受益面積のうち既耕地等の整備面積が1/2以上

(イ) 補助率 55%、50%

エ 担い手育成草地集積事業

- a 貸付額 対象事業費の10%相当以内
- b 償還期間 25年（うち据置10年）以内
- c 貸付利率 無利子

(3) 畜産環境総合整備事業

家畜排せつ物処理施設、たい肥の還元用草地等の整備促進等を通じた畜産を核とする資源リサイクルシステムの構築、さらには草地景観等の多面的な機能を活用したふれあい施設の整備等を通じ、自然・環境に調和した畜産への理解の醸成を図りつつ、地域社会の活性化を図るため、都道府県の自主性を活かし、全国的な見地から必要とされる広域的・モデル的な畜産環境の整備を実施する畜産環境総合整備事業2地区（国庫補助金7,700万円）及び地方の実情に合わせた事業推進と地方分権の着実な推進を図る観点から、地方公共団体の自主性を活かした畜産環境総合整備統合補助事業49地区（48億800万円）を実施した。

ア 畜産環境総合整備事業及び畜産環境総合整備統合補助事業

(ア) 資源リサイクル型

a 事業規模

- (a) 将来にわたり畜産主産地として発展が見込まれる地域であって、畜産経営の発展と地域住民の生活環境の保全を図るため、環境汚染防止対策及び生活環境改善対策を緊急に実施する必要があること。

- (b) 事業の実施計画が、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき家畜排せつ物の利用の促進が図られるものであること。

- (c) 事業参加資格者の家畜飼養頭羽数が、肥育豚換算頭数でおおむね2,000頭（環境負荷脆弱地域の場合又は事業主体が市町村等の場合にあっては、おおむね1,000頭）以上であること。

- (d) 事業参加資格者のうち養畜の業務を営む者

が原則として10人（環境負荷脆弱地域の場合又は事業主体が市町村等の場合にあっては、5人）以上であること。

(e) 基盤整備費及び施設整備費に係る受益面積が、環境負荷脆弱地域において事業を実施する場合を除き、おおむね30ha（ただし、事業主体が市町村等又は事業参加者のうち養畜の業務を営む者の過半数が経営を移転しない場合にあっては、おおむね10ha）以上であること。

(f) 本事業において整備される施設の管理が適正に行われるものと見込まれること。

b 補助率

内地、北海道	1/3、45%、50%、55%
離島	1/3、50%、55%、60%
沖縄	1/3、50%、60%、75%
奄美	1/3、50%、60%、75%

(i) 草地畜産活性化型

a 事業の規模

(a) 将来にわたり畜産主産地としての発展が見込まれる地域であること。

(b) 草地景域活用活性化施設等施設用地の造成整備又は草地景域活用活性化施設の整備を行うとともに、環境保全に配慮した整備計画となっていること。

(c) 基盤整備に係る受益面積がおおむね30ha（事業主体が市町村等の場合にあっては、おおむね10ha）以上であること。

(d) 事業実施地区における事業完了後の草地面積が北海道以外にあっては、おおむね100ha（事業主体が市町村等の場合にあっては、おおむね30ha）以上、北海道にあっては、おおむね300ha（事業主体が市町村等の場合にあっては、おおむね50ha）以上が見込まれる地域であること。

(e) 事業実施地区における家畜飼養頭羽数が肥育豚換算頭数でおおむね2,000頭（事業主体が市町村等の場合にあっては、おおむね1,000頭）以上であること。

(f) 本事業において整備される施設の管理が適正に行われるものと見込まれること。

b 補助率

内地	1/3、40%、45%、50%
北海道	1/3、45%、50%

(4) 飼料基盤活用の促進（強い農業づくり交付金）

畜産主産地等で一定規模要件をもって実施する飼料

基盤整備を補完しながら、地域の実情に対応したよりきめ細かな飼料基盤整備等を実施した。

ア 事業の規模

事業参加者が5人以上の農業者又は1以上の農業生産法人であり、基本施設整備事業に係る受益面積が5ha以上

イ 補助率

北海道及び内地50%、離島55%、沖縄県及び奄美群島60%

2 飼料作物生産振興対策

飼料自給率目標の達成に向け、年度ごとの行動計画に基づく関係者一体となった飼料増産運動を展開しつつ、自給飼料増産のための総合的な条件整備及び飼料増産に向けた意欲的な取組への支援を行い、飼料自給率の向上を通じた食料自給率の向上に資するため、次の事業を実施した。

(1) 飼料増産の取組（強い農業づくり交付金）

自給飼料生産拡大による自給飼料に立脚した畜産生産構造への転換を図るため、自給飼料生産基盤の強化、高生産性飼料生産システムの確立、TMRセンターの設置、日本型放牧の拡大、公共牧場の効率的利用、未利用地を活用した放牧等の畜産利用等に必要な作付条件整備、施設機械の整備並びに当該施設機械のリースを推進。

(2) 国産粗飼料増産対策事業

- 稻発酵粗飼料の家畜への給与を実証的に行う取組を推進。
- 生産組織等が肉用牛農家等へ飼料用稻わら等を収集・調製し、安定的に供給する取組を推進。

3 耕畜連携による飼料作物生産振興対策

耕畜連携により水田における飼料作物の生産拡大を推進するため次の事業を実施した。

(1) 耕種作物活用型飼料増産の取組

（強い農業づくり交付金）

水田飼料作物の作付拡大の条件整備を図るため、稻発酵粗飼料の収穫・調製、水田地帯における繁殖経営育成粗飼料の広域流通に必要な施設機械等の整備及び当該施設機械のリースを推進。

(2) 耕畜連携推進対策事業

水田において、一定面積以上の団地化、稻発酵粗飼料又はわら専用稻の生産、水田放牧又は資源循環の取組による飼料作物の生産を推進。

4 流通飼料対策

飼料の需給及び価格の安定

(1) 18年度の飼料需給の動向

ア 飼料の総合需給

18年度の飼料の総合需給規模（概算）は、可消化養分総量（TDN）で前年度をわずかに上回る2,521万t（0.2%増）と見込まれる。その内訳は、粗飼料が548万t、濃厚飼料が1,973万tである。

濃厚飼料のうち、輸入によるものは1,774万t、純国内産は199万tと見込まれる。

イ 飼料穀物の国際需給

2006/07年度の世界の粗粒穀物の生産量は、米国、EU27等で減少が見込まれるもの、中国、ブラジル等で増加が見込まれることから、世界全体では前年をわずかに上回る9億8,020万t（対前年比0.3%増）と見込まれる。

また、消費量は、米国、EU27等で減少が見込まれるもの、中国、ブラジル等で増加が見込まれることから、10億0,950万t（対前年比1.8%増）と見込まれる。

期末在庫量は、消費量が生産量を上回ることから、1億3,448万t（対前年比17.9%減）、期末在庫率は13.3%と見込まれる。

ウ 飼料穀物の国際価格

飼料穀物の国際価格の指標となるとうもろこしのシカゴ相場は、18年度前半は概ね200セント/bu台前半で推移したが、10月以降、史上3番目の生産量が見込まれる一方、バイオ・エタノール生産向け需要が増加し、これに伴い在庫が低水準になるとの予想から急騰し、19年1～3月には、400セント/buを越える水準で推移した。

エ 配合飼料の需給及び価格の動向

配合・混合飼料の生産量は、昭和63年度をピークに家畜飼養頭羽数の減少に伴って緩やかに減少し、近年は2,400万トン前後で推移しており、18年度の生産量は前年度をわずかに上回る2,438万tとなった。この内訳をみると、配合飼料は前年度比1.3%増の2,386万t、混合飼料は前年度比6.9%減の52万tとなった。

配合飼料価格については、18年は米国のとうもろこしの生産量が、前年に引き続き高い水準で確保されると見込まれたものの、とうもろこしのシカゴ相場がエタノール生産向け需要の増加により急騰したことやフレートの上昇から、18年当初の43.6千円/tから19年1月には50.0千円/tまで上昇した。それ以

降は、概ね横ばいで推移し、3月には49.9千円/t程度となっている。

表12 主要飼料原料の輸入価格

（単位：円/t）

品名	16年度	17年度	18年度
とうもろこし	18,865	16,855	19,175
こうりゃん	18,884	17,161	19,594
大豆油かす	36,362	33,223	31,519
魚粉	76,209	80,072	121,201

資料：財務省「貿易統計」

表13 配合・混合飼料の用途別生産量

（単位：千t）

用途	16年度	17年度	18年度
採卵鶏用	6,571	6,602	6,623
プロイラー用	3,615	3,728	3,783
養豚用	6,030	5,984	6,066
乳牛用	3,388	3,387	3,307
肉牛用	4,182	4,262	4,454
その他	131	145	148
計	23,916	24,109	24,381

(2) 飼料穀物備蓄対策

我が国は飼料原料の大宗を海外からの輸入に依存しており、海外主要産国の凶作等による供給力の急減、港湾ストライキ等による需給のひっ迫により畜産経営に重大な影響が及ぶおそれがある。こうした事態に対処し、飼料の安定的供給を図るため一定量の飼料穀物の備蓄を行う必要がある。

このため、飼料穀物備蓄対策の推進に努め、社団法人配合飼料供給安定機構等が飼料穀物（とうもろこし・こうりゃん60万t）の備蓄を行うのに要する費用を助成するほか、備蓄用サイロの建設資金について利子補給を行っている。（18年度予算額42億7,064万円）

また、とうもろこし・こうりゃんの代替となる大麦等の備蓄については、国自らが実施しており、18年度については、特例的に大麦の全量を米に振替、米35万tの備蓄を実施した。

(3) 配合飼料価格安定対策

飼料費は畜産物生産費の大きな部分を占めており、配合飼料価格の上昇は、畜産経営に大きな影響を及ぼすことから、配合飼料価格が値上がりした場合に補てんを行なう通常補てん制度と異常補てん制度を設け、畜産経営に対する影響の緩和を図っている。

通常補てん制度は、民間が自主的に積み立てた基金により、原則として、当該四半期の配合飼料価格が直前1年間の平均配合飼料価格を超える場合、その超える部分を限度にその価格差を補てんする制度であり、

異常補てん制度は、通常補てん制度では対処し得ない大幅な値上がりがあった場合に、国と民間が2分の1ずつ積み立てた基金によりその価格差を補てんする制度である。

18年度においては、第1四半期の配合飼料価格の引き上げにより、通常補てんが発動された。その後、第3、第4四半期に2期連続して通常補てんが発動され、このうち第4四半期には8年ぶりに異常補てんが発動された。

(4) 食品残さ飼料化（エコフィード）

濃厚飼料の自給率向上を図るため、地域で発生する食品残さ等の未利用資源の飼料化を効率的に進める取組を推進した。

ア エコフィードの推進（農業競争力強化対策民間団体事業）

(ア) ネットワークづくり

畜産団体、食品産業団体等の協力の下、全国的な飼料化や残さの供給実態に関する調査の実施・データベース化及びIT技術を活用した地域情報システムの構築。

(イ) エコフィード認証制度の創設

リサイクル飼料の安全性を担保するための認証制度創設協議会（仮称）を設置し、配合飼料メーカー等のエコフィード製造・利用事業体の認証やエコフィード活用畜産物等に対する表示認証の検討。

(ウ) 普及啓発

食品産業関係者、生産者、消費者などを対象としたPR資料等の編集・作成、エコフィード関係者による推進会議、シンポジウム、技術研修会の開催等。

イ エコフィードへの取組に対する直接支援（広域連携産地競争力強化支援事業）

拠点的な地域において、食品残さの飼料化利用につながる広域的な取組、モデル性の高い取組について、国による直接採択により飼料化施設の整備を支援。

(5) 飼料需給安定法の運用

ア 18年度飼料需給計画

飼料需給安定法に基づき政府が行う18年度における輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しは、表14の飼料需給計画によることとした。この計画は、国が取り扱っている麦類を対象として、18年度において、飼料の需給の安定に必要な数量を予定したものである。

表14 18年度飼料需給計画

品目	期首持越	(単位:千t)		
		買入数量	売渡数量	期末持越
小麦	0	110	110	0
大麦	100	1,200	1,300	0
(うち備蓄)	(100)	(0)	(0)	(0)
計	100	1,310	1,410	0

この飼料需給計画は、飼料問題懇談会で検討のうえ、農林水産大臣が飼料需給安定法に基づき、毎年3月に計画策定するものである。

イ 18年度の輸入飼料の需給実績

政府が飼料需給安定法に基づいて18年度に実施した輸入飼料の需給実績は、表15のとおりである。

表15 18年度飼料需給実績

品目	期首持越	(単位:千t)		
		買入数量	売渡数量	期末持越
小麦	0	87	87	0
大麦	94	1,142	1,236	0
(うち備蓄)	(94)	(0)	(0)	(0)
計	94	1,229	1,323	0

(6) その他の

平成10年5月の「新たな麦政策大綱」の決定に基づき、飼料用麦の輸入について、国家貿易の枠内において、輸入方法の弾力化や多様化等を図り、個別の需要にきめ細かく対応した品質・価格での供給を可能とするため、11年度から飼料用輸入麦のSBS方式(特別売買契約)を導入。小麦については14年度から、大麦については18年度(買入)から全量SBS化している。

第13節 中央競馬及び地方競馬

1 中央競馬

18年度(1~12月)の中央競馬は、札幌、函館、福島、新潟、中山、東京、中京、京都、阪神及び小倉の10競馬場において、合計36回、288日開催された。

売得金は2兆8,233億円、入場人員は751万人となり、前年比では売得金で2.5%の減少、入場人員で7.5%の減少となった。

場外発売は、北海道4か所(札幌、静内、釧路、室蘭)、東日本18か所(津軽、新白河、横手、銀座、銀座通り、後楽園、錦糸町、浅草、新橋、汐留、新宿、渋谷、立川、横浜、石和、田無、伊勢佐木、高崎)、西日本13か所(名古屋、京都、難波、道頓堀、梅田、神戸、姫路、広島、米子、高松、小郡、八幡、佐世保)の計35か所の場外発売所のほか電話投票所及び非開催競馬

場等を使用して行われており、総売上額の91.6%に相当する2兆5,870億円を発売した。

この結果、売得金総額の10%に相当する2,823億円を第1国庫納付金として納付するとともに、18年度決算により生じた利益剰余金の50%に相当する119億円を第2国庫納付金として納付した。

中央競馬の馬主、調教師、騎手及び競走馬は、日本中央競馬会が行う登録または免許を受けなければならぬが、19年1月1日現在では、馬主2,360名(うち法人315、組合37)、調教師227名、騎手162名、登録馬8,067頭となっており、またきゅう務員等2,758名となっている。

2 地方競馬

18年度(4~3月)の地方競馬は、全国の22競馬場において16主催者(道県2、指定市2、一部事務組合12)で開催された。なお、平成18年度末において北海道市営競馬組合(旭川市、北見市、岩見沢市、帯広市)のうち、帯広市を除く3市が競馬事業から撤退した(19年度からは帯広市が単独で競馬を開催)。開催状況は、開催回数293回(うち特別競馬として3回を含む。)、開催日数1,511日、入場人員508万人、売得金額3,760億円となり、前年比では入場人員は2.6%減少、売得金は1.9%増加した。

また、地方公共団体の一般会計等への繰入はなかった。

地方競馬の馬主、調教師、調教師補佐、騎手及び競走馬は、地方競馬全国協会が行う登録又は免許を受けなければならぬが、19年3月31日現在では、馬主5,940名(うち法人382、組合15)、調教師610名、調教師補佐49名、騎手400名、登録馬15,140頭となっており、また、19年4月1日現在の認定きゅう務員は2,850名となっている。

地方競馬全国協会の業務として行っている畜産振興補助事業の18年度実績は、件数110件、金額は約10億円となっている。